

令和7年定例第4回市議会会議録(第3日)

令和7年12月5日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井 千代	係 長	高野 志乃扶
参 与	田中 裕樹	書 記	池田 祐司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松嶋 盛人	企画振興課長	渡邊 満昭
副 市 長	森田 泰平	総合政策課長	村越 公貞
教 育 長	藤岡 育代	契約検査課長	松尾 秀勝
総 務 部 長	椛嶋 晋治	環境政策課長	中村 栄志
企 画 部 長	坂本 生治	農業委員会 事務局長	三小田 真紀
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	松藤 典子	福祉課長兼福祉 事務所副所長	野田 英一
保健福祉部長兼 福祉事務所長	田中 聡美	都市計画課長	石橋 豊裕
環 境 経 済 部 長	岡 俊幸	福祉課長補佐兼 福祉総務・障がい福祉係福祉 総務担当係長	姉川 秀樹
建 設 都 市 部 長	城戸 邦宏	防災対策室長	小松 輝久
教 育 部 長	堤 則勝	総合政策課長補 佐兼ワンヘルス 総合推進室長	山下 昭文
消 防 長	北嶋 俊治	環境政策課環境 衛生係環境衛生 担当係長	江崎 浩
総 務 課 長	平川 貞雄	都市計画課 住宅政策係長	河口 征生
財 政 課 長	大坪 康春	防災対策副室長	管原 英起
地域・防災課長	宮本 啓吾		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
6	13	中 尾 眞智子	1. 地域おこし協力隊設置要綱における「業務委託契約」について 2. 「人口が減っても大丈夫なまちづくり」について
7	2	三小田 智 裕	1. 環境の改善に積極的な取組みを
8	6	奥 菌 由美子	1. 地震などの大規模災害への備えは
9	5	森 弘 子	1. ワンヘルスのみやま市住民への周知不足について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをしておきます。また、会議規則第62条に基づきまして、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をしていない質問がないよう、通告書に沿って質問をしていただくようお願いをしておきます。

なお、会議規則第55条の規定によりまして、発言は全て簡明にされるようお願いをいたします。

なお、執行部につきましても簡明な答弁をお願いいたしておきます。

それでは、順番に発言を許します。

まず、13番中尾眞智子君、一般質問を行ってください。トップバッターで頑張ってください。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、皆様おはようございます。久しぶりのトップバッターで少し緊張しておりますが、よろしく願いいたします。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊設置要綱における「業務委託契約」についてをお尋ねいたします。

現行のみやま市における地域おこし協力隊の活動を見ると、行政の縦割り、あるいは管理する側の発想力、考え方の制約の下で不自由な活動になっているように見えます。このような取組方や雇用形態では、協力隊本来のポテンシャルを生かす活動ができないのではないかと心配しておりました。

そこで、本年3月、そして、6月議会の雇用形態の要綱改正の一般質問を受け止め、早速、地域おこし協力隊の設置要綱が改正されました。新たに委託型・企業雇用型の協力隊が位置づけられたこと、また、第26条においては市によるサポートについて明記されたことは、地域おこし協力隊を活用していく上での大きな前進であり、まずはその点を高く評価しているところです。

しかし、改正後の要綱を見ると、委託型地域おこし協力隊員について「市と業務委託契約を締結する法人等が雇用する者のうち、市長が委嘱する者」と明記されております。この「業務委託契約」という言葉を設置要綱の中の定義として明記した点については非常に懸念を持っているところです。

御存じのとおり、総務省の地域おこし協力隊制度は、遠く離れた地域から来た人材が地域協力活動を通じて地域課題の解決に取り組み、その結果として、その地に定住、起業につなげていくという趣旨で創設されているものであります。

みやま市においても、清水山荘や環境政策課及び商工観光課などの協力隊が施設管理やイベント運営、情報発信、現在職員だけでは手が回っていない業務を担っている面があることは承知しているところです。

しかし、設置要綱の定義の中に「市と業務委託契約を締結する法人等が雇用する者」と書き込んでしまうと、協力隊の活動がどうしても市の業務を請け負う人、人員補充のための業務委託というイメージに固定されやすくなり、本来期待されている隊員自らが地域の課題を見つけ地域協力活動として企画、実践していくという自由度が結果的に狭められてしまうおそれがあるのではないかと思います。

実務上、予算や契約の観点から、法人との間で何らかの契約形態を明確にしておく必要があることは理解いたします。ただ、その点については、個別の仕様書や委託契約書で業務委託と位置づければ足りることだと思います。設置要綱の定義そのものについては、あくまで地域協力活動に従事する隊員であることを全面に出すべきではないかと考えております。

そこで、具体的事項①、定義の中に「市と業務委託契約を締結する法人等が雇用する者」という文言はどのような意味合いを持って入れたのか、お尋ねいたします。

具体的事項の中の1つとして、委託型・企業雇用型の定義の中に「市と業務委託契約を締結する法人等が雇用する者」という文言を入れた狙い、意図、どういう思いを込めているのかということをお尋ねします。

2つ目に、この「業務委託契約」という表現が協力隊員活動の自由度を狭め、結果として人員補充や既存業務のアウトソーシングのような運用につながるおそれがあるのではないかと、そのところはどうか考えておられるのかをお尋ねいたします。そのような間違った理解をされるような文言は制度趣旨が正確に伝わる形に見直すべきではないかと、その見解をお聞きいたします。

具体的事項②として、第26条についてお尋ねいたします。

今回の要綱改正に当たり、新たに第26条については、市が地域おこし協力隊の活動をサポートする旨を明記されております。これまで十分とは言えなかった部分をきちんと制度として位置づけたものであり、素直に本当に高く評価しております。

第26条で規定されたサポートについては、現時点では総合政策課が担当するという答弁をいただいておりますが、今後、多様なポテンシャルを持った協力隊の受入れを踏まえ、どのような庁内体制、関係部署との連携で進めていくのか、その方向性をお尋ねいたします。

以上、これについてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。

それでは、中尾議員の地域おこし協力隊設置要綱における「業務委託契約」についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の定義の中に「市と業務委託契約を締結する法人等が雇用する者」という文

言はどうかということを入れたのかとのことですが、初めに、地域おこし協力隊の要綱改正について御説明いたします。

これまでの要綱では、地方自治体と雇用契約がある雇用に当たる会計年度任用職員を協力隊として任用するとしておりましたが、今回の改正により、自治体と雇用契約がない委託型として自治体が協力隊個人と業務委託契約を結ぶ個人版と、自治体が企業や団体と業務委託契約を結び、企業等が協力隊と雇用契約を結ぶ企業版での任用を可能とするよう改正し、令和7年11月1日から施行しているところでございます。

議員御質問の委託型・企業雇用の定義の中に「市と業務委託契約を締結する法人等が雇用する者」という文言を入れた狙い、意図につきましては、これまでの雇用に違い、委託型の協力隊員への報償費等や活動費を支出するためには、地域おこし協力隊推進要綱に基づく市との業務委託契約を締結する必要があることから、この条文を定めているところでございます。

次に、この「業務委託契約」という表現が、協力隊員活動の自由度を狭め、結果として人員補充や既存業務のアウトソーシングのような運用につながるおそれがあるのではないかとこの点でございますが、これまでの雇用に比較しますと、委託型隊員の勤務形態や協力隊活動の自由度は高くなると考えております。

しかし、協力隊の業務内容につきましては、推進要綱に基づいた地域力の維持・強化に直接資する活動や公益性を有する活動と定められております。

議員御指摘のとおり、結果として単なる人員補充などの運用とならないよう、今回の要綱改正は、協力隊員が活動しやすく、柔軟な運用が可能であると考えております。また、契約の段階でも十分協議を重ねながら、業務内容等を決定していきたいと考えております。

続いて、そのような間違った理解をされるような文言は、制度趣旨が正確に伝わる形に見直すべきではないかとの点につきましては、総務省の質疑応答集にも「業務委託契約等」と表現されており、大牟田市など、他の自治体でもこのような表記がなされておりますので、適切な表現であると認識をしております。

次に、2点目の第26条についてでございますが、この条文では、隊員の活動が円滑に実施できるよう、第1号では隊員活動のコーディネート、第2号では活動終了後の定住支援、第3号ではその他活動に必要な支援を行うとしております。

庁内の体制については、業務を所管する部署だけでなく、地域おこし協力隊

制度の所管課である総合政策課が調整役となり、横断的な連携が取れるよう取組を進めてまいります。また、隊員の活動を庁内で共有できる仕組みづくりを検討し、隊員が活動しやすい環境を整えていきたいと考えております。

今後、本市におきましても、雇用型と委託型の選択により、協力隊員を効果的に活用した地域課題の解決や各種施策の推進、地域の活性化に積極的に取り組むと同時に、地域おこし協力隊がその力を発揮しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それではまた、具体的事項に沿いながら質問をしていきたいと思っております。

定義の中に「市と業務委託契約を締結する法人等が雇用する者」という文言はどのような意味合いを含めているのかということで、この「業務委託契約を締結する法人等が雇用する者」というものを読みますと、先ほども申し上げましたとおりに、非常に地域おこし協力隊本来の活動が狭められるのではないかと、非常に何か縛られているような感じに取られるということで、地域おこし協力隊の皆さんにもお聞きしたところ、非常にこの文言には縛られるような感じがあるということで、この「業務委託契約」という表現を少し変えていただいて、先ほども申しましたように「業務委託」という文言を削除して、あるいは地域協力活動を行うことを目的とした契約であることを前提に制度趣旨が伝わるような文言に変えていただければということですので今回の質問をしております。

これにつきましては、全国にいろいろなそういう一般社団法人とか、そういう活動をしているところがありますが、宮城県の石巻市の民間事業によります協力隊事務局のような、行政が協力隊OBと民間団体を事務局としてしっかり頼りながら、多様なミッションの協力隊を受け入れている事例などが存在しておりますが、多様な協力隊を活用していこうというのであれば、制度の入り口である設置要綱において、業務の受託ではなくて地域協力活動を軸にした表現とすることがより望ましいのではないかなというようにお話がそこでも出ております。

このより望ましい地域協力活動を軸にした表現ということについて、市長はどのように考

えられますか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

地域協力活動という部分については、当然、協力隊のやっておられる活動にはなると思います。ですが、まだ現段階ではやはり委託をするということで、業務内容については十分担当課のほうと協議した上で進めていただくということで、言葉が堅いかもしれませんけれども、その辺については十分御理解をいただいた上で活動をしていただきたいと思いますと考えております。地域協力活動という文言についてはもう少し検討すべき内容だと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

先ほども申しましたけれども、そのようにしなければいけない理由といたしましては、実務上、予算執行とか契約の観点から、そういうふうにしなければならないというふうに思われているのかもしれませんけれども、やはりその点は個別の仕様書とか委託契約書で業務委託と位置づければ足りるのではないかと考えております。

設置要綱の定義そのものについては、あくまでもやっぱり地域協力活動に従事する隊員であることを全面に出していただきたいと思いますと思っているところですが、もう一度担当課でもよかったですらお話を聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その件につきましては、担当課のほうで説明をさせます。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

皆さんおはようございます。ただいまの質問には私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

中尾議員おっしゃるとおり、誤解を招かないということが多くの優秀な協力隊員が来てい

ただけるということは重々承知しております。

委託契約というものが、どうしてもよその自治体もこのような表現で要綱はつくられておりまして、それでも優秀な方はたくさんいらっしゃると思います。

ただ、誤解を生まないためにというところがございますが、契約の段階、さらにはその前の募集要綱の段階で、協力隊の皆さんがその要綱を見て、そういう人を手配するだけのものじゃないというものを、分かりやすく募集の要綱のところできちんと配慮できるのではないかと考えております。

ですので、募集要綱のところ、協力隊が自由に活動できるとか、そういったところをきちんと明記をして、また、契約の段階では協力隊と十分協議を重ねながら、そういったところもケアできるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

やはり人は一番最初に見たところが強く印象に残るといふ、募集要綱のところできちんとまた内容を把握していただくことは十分大切なことではあります、やはり一番最初に見た部分とか聞いた部分といふところが印象に残りますので、私がさっき申し上げたようなことを全面的に書き足していただくとうどうだろうか。

それから、大牟田市も、よそもやっています。総務省でもそういうふうには言っているといふことではございますが、総務省が言っているから絶対にやらなければならないといふことなのか。大牟田がやっているからうちもやらなければならないといふことなのか。そのところについて、担当課の方、総務省についてはお調べになったのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

全てにおいてよそがやっているからこれでいいといふふうな考えを持っているわけではございません。今回の中尾議員の御質問を受けて、この「業務委託契約」といふ表現で、よその自治体とか、一般的に業務をお願いするときには「業務委託契約」といふ言葉を使いますので、それ以外の表現をいろいろと調べてみたんですが、なかなかマッチするようないふ表現を

まだ調べ切っておりませんので、こういった表現が好ましいのかというのはまた調査をさせていただいて、また、中尾議員がそういった事例をお持ちであれば、また教えていただいて、こういった表現が適切なのかというのはまた調査をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

よろしくお願いいたします。

それでは、具体的事項②番の第26条について質問をさせていただきます。

先ほども申しましたが、26条で規定されておりますサポートについては、前回のときは総合政策課が担当するというで聞いておりました。総合政策課が担当するというでございしますが、今後、多様な本当にいろんな方がお見えになると思います。多様なポテンシャルを持った協力隊の受入れを踏まえて、どのような庁内体制、それから、関係部署との連携を進めていくのかというところが非常に気になるところでございます。そのところについて、先ほどは地域協力隊制度の所管課である総合政策課が調整役となり、横断的な連携が取れるよう取組を進めてまいりますということでございました。

ただ、総合政策課が調整役となりというところがあまりにも漠然過ぎていて、それから、横断的な連携が取れると、今までも長く議員をやらせてもらっておりますが、庁内を見ておりますと、横断的な連携というのが一番取れていないんじゃないのかなというふうに思っております。その中で横断的な連携が取れるよう取組を進めてまいりますと言われても、本当に信用はできないところです。大丈夫なのかと。せっかくいろんなポテンシャルを持ったすばらしい協力隊員たちがもともとの仕事を辞めてわざわざみやま市を選んで来てくれるのに、そういうことでいいのかなと。しっかりしたサポート体制を取っていかなければ、定住、それから、起業には結びつかないんじゃないのかなと、そのところを心配しているところです。

なので、先ほども申しましたかね、受入れ体制には地域おこし協力隊も一緒になった協力隊サポート事務局なるものをつくってはいかがかと、そして、総合政策課と一般社団法人をつくった協力隊の人たちと一緒にサポートする事務局をつくってはどうかということ、今回、第2問目に26条について質問ですということを出しておりました。そのことについて、

いま一度御答弁いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

中尾議員御指摘のとおり、きちんと連携が取れるのかというところでございますが、これまで実際なかなか横の連絡が取れていないのが実情だというふうに思っております。

この26条の隊員に対するサポートにつきましては、これは総合政策課だけではなく、当然、その業務に携わる職場も、もちろんこういったことを念頭に協力隊と接していただきたいというふうに思っております。

また、サポートの協議体などをつくったらどうかということでございますが、こちらにつきましては、このサポートを市が全て行う必要がないということは私もそうではないかと思っております。例えば、今後卒業していく協力隊のOB・OGを活用して協力隊の相談役になっていただく、また、育てていただく、そういったことも検討する必要がございますし、外部にこういうサポートを委託することも検討していく必要があると思っております。こういった経費につきましても、一部、特別交付税の対象となるということは総務省も示しておりますので、中尾議員御指摘いただいた件については、市だけでやるのではなく、外部でもそういったところをお願いできるところがあるかどうかというのは今後検討していきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

この協力隊のサポート事業につきましては、陸前高田市でもありますし、それから、宮城県の石巻市もありますし、いろんところでやっておりますが、いろんところでやっているとところの共通点といたしましては、協力隊OB・OGなどの経験者が入っているとか、それから、地域のNPOや住民団体が入っている、そして、民間事業者の共同事業体なども入っているなど、地域側の主体を中間支援組織として位置づけ、募集、受入れ、伴走、定着、支援までを一緒になって支えているという点だと考えております。ぜひそういうところを考慮して、みやま市にも協力隊サポート事務局なるものをつくっていただければと思っております。

ます。よろしくお願ひいたします。このことについて市長より一言お願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

いい提案をいただいたと思っております。今後、調査研究して、進められるところは進めてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。

それでは、2問目に移らせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、2問目に入らせていただきます。

2問目に「人口が減っても大丈夫なまちづくり」についてということでお尋ねいたします。

みやま市は、令和7年から5年間を計画期間として、人口ビジョン及び第3期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。これは人口減少が進んできているため総務省より人口減少対策をつくれということで、ほとんどの市町村で人口ビジョン及び総合戦略がつくられているところです。

第1期は平成27年に実効性のある地方創生の取組を推進するため、また、5年後の令和2年にはみやま市人口ビジョンを再検討した上で第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、みやま市の特性を生かした施策に取り組んでまいりました。

今回の第3期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、近年の社会情勢の変化などを踏まえ、地方創生の実現や人口減少の抑制を目指し、再びみやま市人口ビジョンを再検討して策定されたものです。これらの総合戦略は、今後のみやま市の重要な指針となる基本的な計画と位置づけられており、この総合戦略に基づいて、ほかの様々な施策が策定されております。

人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所、略して言いますと社人研、これから

社人研とさせていただきます。社人研推計のみやま市の人口は、2060年に1万7,425人、市が掲げている2060年の将来目標人口は2万3,089人と、約33%も多く設定されております。計画策定期間の5年間では2つの人口の違いはほんの少ししかありませんが、2060年には33%、およそ6,000人も違います。

市は将来の目標達成に向けては、働く場の創生や安心して出産・子育てができる子育て環境整備など、それから、移住・定住などの充実を図ることで、2060年の2万3,000人の人口維持を目指し、戦略の基本目標として検討されていることはとてもいいことだと考えています。人口が増えるのか、減るのかで当然施策は変わってくるはずです。

総合戦略の基本目標4の9、公共施設の削減、延べ床面積4,500平方メートルを目標に掲げられておりますが、この目標はどちらの人口予測を前提に設定された目標なのか。国の予測どおりに人口が減ることになれば、非常に厳しい行政運営になるのではないだろうかと考えてしまいます。現実には、人口が減っているのに将来目標の人口数に合わせた過剰な職員や公共施設が残り、市の財政に大きな負担が残るのではないかと危惧しているところです。

将来目標の設定は必要ではありますが、その一方、実際に人口が減ったときに備えたさらなる公共施設の削減などの人口が減っても大丈夫な施策も論じられるべきではないかと考えておりますが、残念ながら総合戦略にはそのような厳しい施策が見当たりません。真剣に人口減少と向き合っているのでしょうか。

そこで、具体的事項①、人口が減っても持続可能な地域をつくるための施策はということで、今後、最悪のケース、社人研の推計人口を想定し、人口が減っても大丈夫なまちづくりの施策をもっと考えるべきだと提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、中尾議員さんの「人口が減っても大丈夫なまちづくり」の質問にお答えをいたします。

人口減少は、生産力の低下や消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な担い手不足、また、地域文化やコミュニティー維持が困難になることなど、地域の将来に大きな影響を与えることから、強い危機感を持っております。

国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の将来推計人口は、現在の出生率や死亡

率などが今後も続くという前提でつくられていますことから、人口ビジョンの目標達成に向けて、交流人口や関係人口の増加による移住・定住の促進とともに、働く場の創出や就業機会を増やすための施策、安心して出産・子育てできる環境の整備など、各事業における取組を進めております。

本市といたしましては、人口減少のスピードを緩和させる最重要施策としては、まず、現在実施しております移住・定住施策に引き続き取り組むとともに、総合戦略における事業評価や隔年実施しております市民アンケート結果などを精査して、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

一方で、人口減少に歯止めをかける施策を展開しながらも、生産年齢人口の減少に伴い、税収も減ることが予想されることや、高齢化率が高まることによる社会保障関係費の増加が見込まれるため、人口減少社会への適応という観点での施策も必要であると認識しております。

人口減少や少子高齢化は避けることのできない現実であり、今後、最悪のケースとしての推計人口の減少を想定しても、地域経済の成長と社会の機能を維持できる施策の体系化が求められます。国、県の方針と整合させつつ、本市としても地域実情に即した一体的な取組を加速させ、官民の連携を深化させていく必要があります。

今後は、デジタル技術等を活用した、より一層の業務効率化や、公共交通、人材確保といった分野での広域連携の加速化、公共施設の老朽化に伴う集約化や施設の適正化などについても検討していく必要が出てまいりますので、人口減少を想定した施策にも取り組んでまいります。

厳しい現状ではございますけれども、質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、社会経済情勢や行政需要の変化に柔軟に対応しながら、実効性のある施策にスピード感を持って取り組み、誰もが将来にわたり安心して住み続けることができる地域の実現を目指してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

答弁ありがとうございます。

それでは、いま一度質問をさせていただきます。「人口が減っても大丈夫なまちづくり」

について質問をさせていただきます。

先ほども社人研と我が町の目標のやつですね、（資料を示す）こういうふうになっております。33%の乖離ですね。人口にしてみますと6,000人の違いでございます。減っていくのはもちろんみやま市だけではありません。久留米市も22%と違っていきます。久留米市の22%といいますと4万6,000人、もうみやま市の人口は既になくなってしまおうというような、みやま市の職員も全部要らないみたいな形になってしまうんですね。それから、柳川市も34%、こんなにやっぱり社人研と目標とは違う。ただ、一生懸命頑張っているのは、34%も、22%も、33%もみんななるべく縮めていこうという意気込みというんですか、そういう思いはあるのですが、なかなか人口減少は止まりません。そうであれば、やっぱり最悪になったときのこともしっかりと考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そこで、最悪のケースは皆さん御存じ夕張市ですね。人口減少が一番本当に先進地ですね。財政破綻した夕張市ですね。そこにおきましては、夕張市は炭鉱の衰退で、それに続いて財政が破綻し、その後の人口減少で、一番ピークのときに11万人、今は5,829人しかいないという。11万人のときの施設がいっぱい残っております。廃墟になった施設もありますし、そういう部分では、（資料を示す）うちも市営団地がいっぱいございますが、この団地ですね。団地がございましてね。この団地が15棟あるそうです。この15棟にそれぞれ1世帯とか2世帯とかしか住んでおられないと。それでも維持をしてあるという部分で、非常に維持費が重くのしかかっているという代表でございます。

その夕張市は、職員の年収は以前と比べると40%もカットされてしまったと。これじゃやっていけないよねというのが本当に分かりますよね。それから、以前は260人いた職員さんも、2011年度は105人で半数以下で、今またもう少し減っているかもしれません。人口が減っていくと財源も減りますし、産業が衰退していくとそういうふうになっていく、うちがそういうふうになるという断言はできませんが、やはりみやま市においても最悪の状況も考えながら、そのときの対策はどうするか、そういうふうに考えていかなければならないと思います。

昨日、前原議員の質問の中で複合施設をということで一般質問されましたけれども、それもまた最悪の中の考え方ではないかと昨日思ったところでございました。

香川県のまんのう町では、中学校建設をするのに（資料を示す）こういうふうに町の図書

館と体育館の横に橋でつないで、横に町の図書館があるから、中学校の図書館は町の図書館を使ってもらおう、中学校の図書館よりもうんと立派じゃないかと、体育館も一緒に使ってもらおうということで中学校を橋で結んでいます。こういうふうに橋で結んであるんです。こんな感じです。こういうふうに、まんのう町では公共施設のマネジメントの取組ということで、単機能ではなくて、それぞれに造るのではなくて、一緒に多機能複合施設、一つの施設をいろんな分野で使うとか、それから、一緒にまとめて使うとか、そういうふうなやり方で公共マネジメントをしてあるということで、これはすばらしいなということで感心しているところがございます。

私のまちでもまたみやま中学校をつくりますよね。そのときに、道路を隔ててはおりますが、以前から、瀬高の時代からすごく立派な図書館がありますので、そこもまた複合的に使えば、とても中学生にとってはすばらしい図書館になるのではないかというふうに考えているところです。

それから、そういうふうに町民図書館と町民体育館を中学校と橋でつなぐ。でも、1つ問題がありまして、町民図書館や体育館は社会教育課ですよ、それから、学校は学校教育課ですよ、その中でやっぱり担当が違うということで、なかなかつないで一緒に多機能にやろうよというようなことが難しいということでございます。

これから公共マネジメントを進めていくのであれば、やはりそういう担当課をつくるべきではないのかなと。そういうことを専門に考えると、そういう場合に、例えば、うちみたいに新しい中学校をつくるよといったときに、そういうことも考える、そういう担当課、職員がいないと。例えば、うちもさくら団地とかありますよね、扱っているのは都市計画課かな。都市計画課の方たちは団地の維持とか運営とかは考えておられるんですが、それぞれに縮小するとか、縮小じゃないけれども、先ほども小さくして集めて1か所にすれば、後は維持していかなくていいのと思う。うちもいい例がありますよね。山川の定住促進住宅。それがいい例ですよ。この夕張の団地と一緒にですよ。何軒かしか住んでいないのに2棟を維持し続けているという無駄なやり方と私は考えます。ごめんなさい。皆さんは無駄じゃないと、住民の自由を守っているんだと言われると、そうなのかもしれませんが、私には無駄なやり方としか見えません。そういう部分を集約するというか、そういう担当課があれば、もっともっと効率的に公共マネジメントを進めていかれるんじゃないかと思うんですね。

今後はデジタル化を活用したより一層の業務効率化や、公共交通、人材確保といった分野

での広域連携の加速化、公共施設の老朽化に伴う集約化、施設の適正化などについても検討していく必要が出てまいりますので、人口減少を想定した施策にも取り組んでまいりますということですが、この人口減少を想定した施策の中に、やはりそういう担当課をつくっていただくという施策というんですかね、そういう考え方をしっかりと持っていて、これからの人口が減っても大丈夫なまちづくりに生かしていただきたいというふうに思っておりますが、市長の考え方はいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中尾議員さんの御質問にお答えいたします。

これから先、人口減は避けて通れない問題だと認識をしておるということで先ほども答弁申し上げました。

みやま中学校と国道209号を隔てての図書館を2階でつなぐとかいうお話もございましたけれども、それについては学校は図書館を統合をしたときに図書はたくさんございますので、その分をまた一緒に中学校の中で共有するという事は考えていかないといけないと思っています。

ただ、将来の人口減に備えてのそういう統合等も含めての政策課をつくるべきかということに関しましても、ここに私も持っておりますけれども、みやま市人口ビジョン、第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは10年ごとの改定でつくっていますが、5年ごとに見直しをしていっているわけでございます。

そういう意味で、一気に人口減少が進むということではなくて、徐々に減っていくわけですから、5年ごとに見直しをしながら、そこを進めていくと。その中で今議員がおっしゃったような部分、公共施設とかも含めての延べ床面積を減らしていくということは、老朽化も伴いますので当然でございます。それも含めて、5年ごとに今これも見直しを進めてつくっておるわけでございますので、その辺御理解いただいて、35年後、その差が減るという部分につきましても、5年ごとの計画の見直しをしながら、少しずつ軟着陸できるように進めてまいります。

もう一点よろしいですかね。

今、私どもみやま市は人口減少を止めるためにいろんな施策をしております。移住・定住

もちろんそうです。新婚家庭の支援もそうです。もう一つはやはり企業誘致とか、これだけインフラの整っている市でございますので、そういうことも含めて、市の発展に資するような政策も進めながら、人口減少をいかに止めていくかということ、今現在、職員一同進めて考えておりますし、議員方のお知恵も拝借しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

市長ありがとうございます。

みやま中学校はつなぎなさいという意味で言ったわけではございませんよ。誤解なさいないでくださいね。こういうやり方をつないでやっているところもありますよ、うちは道路が挟んでいるからどうなのかなと、非常に難しいなと思っているところもありますので、誤解はしないでくださいね。

それから、人口減少を見込んで企業誘致をやっていますよということでございますけれども、企業誘致をやるのであれば、本社ごと誘致していただきたいと思います。本社は違うところにある。仕事を頼むところも本社はみやま市ではない。そうすると、その分、全部よそに行ってしまうですね。そういう部分では、本社もみやま市にある企業を誘致していただくと非常にありがたいなと。それこそ、人口が減っても安心できる大丈夫なまちづくりになっていくんじゃないのかなとっておりますので、そこだけに企業誘致をしたからといってゆったり乗っからないでしっかりと頑張りたいと思っています。

市長、よろしいですか、一言どうぞ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員おっしゃるとおりで、やっぱり本社機能があると全然違ってまいります。ただ、こちらの意思としては、本社を持ってきてもらいたいというつもりで訪問してまいりますけれども、なかなか近隣の市町も大きな企業は来ていますけど、事業所で、本社機能はやはり大都会のほうにあるというのが現実でございますが、ぜひともそのことも含めて、誘致に関しては要望を引き続きしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

終わりにしようかとは思いましたが、ありがとうございます。

実は企業誘致につきましては、今回、ワンヘルスセンターがあそこにありますよね——ごめんなさい。ここは問題は外れていないと思いますので、よろしくお願いします。ワンヘルスセンターができるときに福岡でF A V A大会がありましたね。私も見に行きました。それはすごい大会でございました。その中にいろんな企業が展示をしてありまして、そこには動物の医療器具とか、もちろん人間の医療器具とかもございましたよね。一緒に市長と見に来ていってもらいました。すごいなど。ならば、ワンヘルスセンターの周りは広うございます。あそこにあの事業所、例えば、動物の医療器具の会社とか、そういう企業を誘致してくださいませんか。ぜひお話ししに行ってくださいませんか。今さっき企業の誘致をしておりますということでございましたので、常々思っていたことを今日は述べさせてもらいました。ありがとうございます。

では最後に、地方創生の取組によって人口減少の抑制を目指しておりますが、国の予測はほぼ当たる、当たるより減ることが多いとも言われております。総合戦略の地域ビジョンである「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち みんなに やさしい まち みやま」を目指すのであれば、最悪の場合にも対応できる政策で人口が減っても大丈夫なまちづくりを進めていかれることを切に望みながら、今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩します。

休憩後の会議は40分からやりたいと思います。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいりたいと思います。

一般質問を引き続き行ってまいります。

続きまして、2番三小田智裕君、一般質問を行ってください。

○2番（三小田智裕君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番議員、三小田智裕であります。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。簡明かつ有益な問答をと考えております。最後までどうぞよろしく申し上げます。

また、傍聴にお越しの皆様、それと、中継を御覧の全国の皆様、最後まで御視聴のほど、どうぞよろしく申し上げます。

今回、環境の改善という点に焦点を置いて質問させていただきます。

住環境の問題については、これまで私自身はもとより、ほかの議員からも度々の質問がありました。周りを見渡すと目立った改善はあまり見受けられないと感じられるのが正直なところではあります。

ワンヘルスセンターや工業団地の誘致がかない、これを機に本市の活性化が見込まれることは大変喜ばしいことであり、今後の動静に大いに期待が寄せられるところですが、その一方、住環境の様々な問題が解決されないことには、私たち市民が本当に住んでよかったと実感できる魅力あるまちとは言えないと思うところです。

そこで、本日は環境改善の課題である2点について質問いたします。

1点目は、空き家・空き地等の問題であります。

空き家・空き地の管理等については、さきの9月議会で中島議員より一般質問がなされました。管理不全空き家等について、行政代執行等、今より一步踏み出した行政対応をとの訴えでありましたが、その後、市政は管理不全の空き家や空き地に対してどのような施政方針を検討及び実施されているのかを改めて尋ねるものです。

市内にはまだまだ管理不全な空き家や、雑草、樹木が生い茂る管理不全の空き地が散見される状況であり、保安上、衛生上及び景観を損なうといった点でまだまだ解決すべき課題が山積しているものと推認され、早急な行政対応が必要であるものと思われま。

現在、特定空家の認定状況、管理不全空き家・空き地に対する改善勧告の実施状況や得られた成果及び今後の施政方針等について答弁を願います。

次に2点目は、農業における耕作放棄地についてお尋ねします。

農業は本市の基幹産業であり、みやまブランドの確立に向けて、営農の振興と地元農産物のPRを強化していくとし、農業の発展が掲げられています。

しかしながら、市内を見回しますと、耕作が放棄されていると推察される農地が散見され、

中には草木が繁茂し、荒廃した農地もある状況であります。

耕作の放棄には様々な理由や事情があるとは思いますが、耕作放棄地は景観を損ない、不法投棄の温床となり得る可能性があり、害虫や有害鳥獣等の問題も含むものと考えます。環境の改善と農業の維持、発展を目指すのであれば、これら耕作放棄地問題の解決は避けて通ることはできないものと思います。

本市は耕作放棄地の現状をどのように把握されているのか、これらの荒廃化を防ぐため、啓発や強化等によりどのような施策が取られているのかを問います。過去の指導の実績や改善等の事例があれば併せて答弁ください。

以上が今回の質問であります。ワンヘルスセンターや産業団地の誘致等、市長は千載一遇のチャンスが到来したというお気持ちでしょうが、他方、現に本市に住んでいる我々市民が住んでよかったという環境を整えなければならないということは喫緊の課題であり、決して後回しにすることはできません。今回、空き家・空き地の問題、農地の問題と重ねての質問となりますが、市長の見解と今後の方針について答弁を願います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、三小田議員の環境の改善に積極的な取組をとの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、空き家・空き地等の適正管理についてでございますが、初めに、空き家につきましては、昨年9月議会での一般質問でお答えをいたしましたように、本市では、平成30年度に空き家実態調査を実施しており、令和5年度にも再度調査を実施しております。

調査におきましてD判定といたしました、特に倒壊の危険がある建物である30件程度の物件につきましては、詳細までの把握を行うため、現在、個別に調査を継続しているところでございます。

次に、現在の管理不全空き家に対する施策としましては、老朽危険家屋等除去促進事業補助金を活用しまして解体を促進しておりまして、平成29年度に創設した補助金によりまして、今年度までに362件の交付を行っております。

一方、相続登記などの問題で所有者との協議が進まないケースも発生しており、放置が続きますと、建築物の倒壊、そして、環境衛生上の問題が出るなど、周辺住民に被害を与えるおそれがありますので、先進自治体を参考に早急な対応が必要と考えておるわけでござい

す。

今後は、現在実施しておりますセミナー、相談会の充実、強化や補助事業の見直し等を検討し、空き家の適正な維持管理の呼びかけを強化するとともに、特定空家等の認定後の事務で行政処分などを行う事案の実施に当たっては慎重に検討を行ってまいります。

続きまして、空き地につきましては、市民からの相談件数が、令和5年度は84件、昨年度は94件、今年度は10月末時点で63件あり、空き地に関する相談件数は増加傾向にあります。このうち、所有者等から対応いただいたものは、令和5年度で8件、昨年度は12件、今年度は5件となっております。

本市の対応といたしましては、草木の繁茂や害虫の発生等で近隣住民から相談等があった際に、職員による現地確認を実施いたしまして、必要に応じて所有者等に適正管理の依頼を发出しております。

また、今年度からは、3か月ほどの猶予期間を設けた後、再度、現地確認を行い、改善が見られなかった場合には、もう一度依頼を发出し、適正管理を促しております。

今後は、再度の現地調査の結果においても、そのまま放置されている案件について、みやま市環境衛生組合連合会と連携し、役割分担等を協議の上、対応を検討してまいります。

続いて、条例改正の余地についてのお尋ねでございますけれども、空き家・空き地等の適正管理につきましては、みやま市空家等の適正管理に関する条例に基づき実施しておりますが、本条例は、いわゆる更地には適用されないため、近隣の大牟田市の条例などを参考に、条例改正の余地について、現在、調査を行っておるところでございます。

次に2点目の、耕作放棄農地等の管理及び活用についてでございますが、耕作放棄農地の増加は、本市でも重大な課題となっております。

令和5年度の遊休農地調査では、55.1ヘクタールあった遊休農地のうち、0.7ヘクタールを解消することができましたが、それ以上に新規の遊休農地が増える状況で、令和6年度では62ヘクタールとなっております。

現在、耕作されていない遊休農地は、農業委員会が現地の写真を添えて所有者や耕作者に農地の適正な管理を行うよう文書指導を行っております。

また、毎年8月から9月にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行い、実態把握と併せ、今後の遊休農地化が懸念される農地について、地域の農事組合法人、担い手に、耕作が可能かとの呼びかけを行っておるところでございます。

パトロール後の遊休農地につきましては、所有者等に利用意向調査を実施しておりますが、回答の多くは、農地を貸したい、売りたいというもので、農業委員会による農地のあっせん活動でも、借手、買手が見つからないというのが現状でございます。

こうした中、令和5年度では、農業委員等が中心となり、福岡県農業振興推進機構の遊休農地解消対策事業を活用し、山川町河原内の約40アール、0.4ヘクタールでございますが、その遊休農地を解消することができました。

今年度は、新たに山川町清水の約50アール、0.5ヘクタールでございますが、その遊休農地において同事業を活用し、取り組んでおるところでございます。

また、福岡県の経営体育成基盤整備事業により、山川町甲田地区の山間地における遊休農地や山林を令和12年度の完成を予定とし、整備中でございます。

以上のように、本市といたしましても、引き続き国や県の事業等を活用し、遊休農地の解消に努めるとともに、農業委員会だより等を通じまして、こういった取組を農地の所有者、耕作者などに周知し、啓発を図ってまいり所存でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

市長答弁ありがとうございました。

これより再質問をしていきたいと思ひます。

まず、空き家についての質問をしますが、空き家に関連してですけど、大分市の佐賀関の火災、180戸以上の建物が焼失しております。このうち4割は空き家だったそうです。

もう一つ、これは今さっき聞いた話なんですけど、昨日、大牟田市で建物火災がありまして、その焼損した建物は、実は今日、行政代執行がされる予定の建物だったそうです。何を言いたいかという、空き家がこういった火災等の災害に影響する可能性が十分あるのではないかということです。佐賀関であれだけの火災が発生して延焼が続けば、消防長、どうしますかね。もう消しきらんですよね。ということで、空き家の管理不全の問題は深刻なものでありますので、これについて質問していきたいと思ひます。

まず、特定空家についてであります。

特定空家、特に管理不全著しいもの、保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害と

なるおそれがある状態、著しく景観を損なっている状態、その他生活環境の保全に不適切な状態、このいずれかに該当したら特定空家ということで認定はされるものです。

特定空家、前回、中島議員が質問されたときは認定はまだありませんというふうな答弁だったんですけど、その後どんなでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

皆さんこんにちは。三小田議員さんの質問にお答えいたします。

当担当の課において、現在、特定空家等の認定についてはまだできていない状況でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

認定できていないということですが、町なかを通りますと、町の中心部にこれは特定空家やろうというふうな建物が、今もそのままの状態であるわけなんですよね。認定できない理由は何なんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

今、市長答弁にもありましたように、特定空家等の認定について、今、Dランクの物件につきまして29件、そのほかちょっと樹木等で見えない家屋等が4件ほどございますので、この物件を再調査いたしまして、特定空家等に当てはまるような場合においては、市内部の構成で行っていますみやま市空家等対策委員会、そして、外部団体で組織する空家等対策協議会に諮り、事務手続を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

それでは、事務手続に時間がかかっているということであって、何かそのほかになかなか特定空家に認定できないというふうな、そういった要素というのがないわけですね。いずれは事務手続が進めば特定空家に認定するというふうな意向でいいのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

今、議員さんがおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ぜひその事務手続も迅速化していただいて、少しでも改善に向かうようにしていただきたいと思います。

Dランクが今、市長答弁で30件程度あるということでありましたが、これに対する改善勧告とかは継続してされているということでもよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

お答えいたします。

一応今、再調査している段階で、そういった手続はまだしたことはございません。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

改善勧告をしていかんことには、所有者の方もこのままにしとこうというふうな意識になってしまうとこれはまたちょっとまずいと思いますので、並行してでも勧告はしていただきたいと思っております。

それで、空き家調査です。

前回、空き家調査は令和5年度で実施されたということですが、それ以降空き家は増加していると私は感じているところなんですけど、現在、将来的な空き家調査というのはどんなふうに考えられていますか。次回の空き家調査という意味です。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

今言われたように令和5年度が最新版でございます。次回の調査については、より精度の高い空き家実態調査になるよう、近隣市の状況や先進自治体の調査内容や方法について、調査が決まり次第実施していこうと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

分かりました。よろしく申し上げます。

それと、今度は空き地です。

相談件数が、令和5年度が84件、昨年度は94件、今年度は10月末で63件であって、相談件数は増えているんですけど、改善が認められたという物件は、今年度は5件、何か意外に少ないなというふうな感じがするんですが、そこら辺、相談内容と改善に至った経緯等、よかったら説明してください。

○議長（牛嶋利三君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

皆様、改めましてこんにちは。今年度の例でいきますと、適正管理の依頼というのを発送しまして、その後3か月をめぐりにこちらのほうで再調査というような調査を行っております。それで、5件は確実に今年度については手が加えられてきちんと管理が改めてなされていると。あと数件、うちの取扱いになります。経過措置というふうにしていただいております。これは、手はかけられているけれども、きちんとした改善には至っていないというのが数件ございます。その場で確認した感じではどうも引き続きまだ手が加えられるような形跡がございますので、そちらは一応経過観察というようなことで現在様子を見ているという部分、それから、全く手がつけられていないという部分もございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

空き家にしても空き地にしても、改善の勧告をする文書での場合でも、他市町の事例を見てもみますと、ちょっとしたところでも工夫をされているというのがあります。

例えば、これは佐賀県の白石町、改善勧告の文書を出されるでしょう。これを最初は白の紙で出されるんですよ。2回目、黄色の紙で出されるんですよ。3回目、ピンクの紙で出されるんですよ。こういったことも、細かいことですがされています。他市町の事例も検討しながら、参考にしながら検討していただきたいと思います。

それと、市長答弁にもありましたけど、相続登記がなされず空き家になって、空き地になって、そのままほったらかされている状態の家屋とか更地というのが結構あると思うんですよ。相続登記が令和6年4月から義務化になっていますけど、相続管理物件空き家、例えば、D判定の空き家に相続登記されていない物件があるか、あるとすれば何件それがあるか把握されていますか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

現在調査中でございますので、まだ件数まではちょっと確認しておりませんので、御了承ください。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

調査はされているということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。調査はされているということで承知しました。

じゃ、実際に相続登記されていない物件は今話したんですけど、今度は相続放棄された空き家、空き地が市内にあるかないか、把握はされていますか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

一応全部の確認はできていませんけど、そういった物件があるということは存じておりま

す。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

じゃ、相続された空き家と敷地が放置されて庭木に草が繁茂して、もう外にまで出て景観を損なっている、通行に支障が出ている、衛生上の問題が出ていると、こういう案件があるわけなんですよ。でも、相続放棄はされていて、例えば、地元の区長さんとかに相談に行っ
て何とかしてくれという話になるんですけど、どうすることもできない。どうすることもできませんかね。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

現在、今のところ、相続放棄されて誰も相続がないということであれば、うちのほうから適正管理をお願いするところの文書については送れない状況ではございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

空き地についても同様だと思いますけど、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

適正管理の依頼は発送できませんが、現実に今年度1件そういった御相談がございました。それで、お隣の土地に越境してきているという部分、それから、道にも若干影響があったんですけれども、それで、お隣の方につきましては、区長さんを介して状況を聞いたわけなんですけれども、もう喫緊の状態だということで、ちょっと弁護士さんとも相談して、越境部分について切ることはやむなしというようなお言葉をいただきましたので、そういうことを御回答した上で実際切つてあると思われま

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

調査したところ、相続放棄された空き家、空き地、相続財産が結構やっぱりあるんですよ。相続財産清算人という制度があります。それと、所有者がどこに行ったか分からない、連絡の取りようがない、戻ってくるかどうかとも全く分からない、これは不在者財産管理人制度というのがあります。石橋課長御存じですか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

以前の質問で、やはり相続人がいらっしゃらないというところで1度だけ調べさせていただきました。

一応、相続財産清算人については、被相続人に相続人がいない場合や相続人全員が相続放棄をした場合に、被相続人の相続財産を清算した上で国庫に帰属させる制度で、不在者財産管理人については、行方が分からない不在者がいる場合にその不在者、生存してある場合がありますので、その財産を管理する制度と認識はしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

そうですね。まず、相続財産清算人のことをちょっと話しますけど、以前はこれは相続財産管理人というふうな呼び名だったんですけど、より清算の役割を明確にするために相続財産清算人という名称に変わっております。家屋敷、不動産を処分してお金に換えたり、何がしかに換えたりして、最終的に国庫に帰属させるというものなんですけど、令和6年度、昨年度、全国で国庫に帰属させた財産は1,291億円あったそうです。これだけ相続放棄されている土地、建物があるということでしょうね。

ちょっと話は戻りますけど、相続放棄された家屋敷が草ぼうぼうで、もう特定空家になっている。不在者財産についても、この相続財産清算人の選任を申請して清算人をつけていただければ、清算人の許可の下、手がつけられるということになってくると思うんですよ。だから、そこまでも将来的にやるかもしれませんが、そこも視野に入れて検討していただきました

いということをお願いわけです。何も手をつけなければ状況はどんどん悪くなっていくばかりですので、清算人、管理人を選任することによって管理不全の状態を改善できる可能性があるということです。誰が管理を行うかという問題もありますけど、ぜひ検討していただきたいと思います。

それともう一つ、成年後見制度です。

これは去年の9月議会で前原議員からも質問があったんですけど、独り暮らしのおじいちゃんかおばあちゃんがいらっしゃって、その方がもう高齢で認知症になって介護施設に行かれる。そしたら、家は当然空き家になる、ほったらかし。子供さんたちが近くにいる、いろいろ管理してくれればいいんでしょうけど、そうでない場合、もうほったらかし。だんだんこれがAランクからBランク、BランクからCランク、最終的に特定空家になっていく、周りは何もできない。じゃ、成年後見人の方に尋ねて管理をさせてもらおうと思っても、私らが聞いても成年後見人は教えてもらえんでしょう。だから、これこそ手がつけられないということになっていくのかなと思うんですね。

本人さんがいらっしゃるときまでは、地域のコミュニティー、自治会、行政区との関わりはいつもどおり昔からの関わりがあったんですけど、施設に行かれて成年後見人が選任されれば、もう地域のコミュニティーも途絶えてしまうということになりかねんわけですよ。

ですから、地域のコミュニティーは頼れるものであって、本人がいなくても地域で改善できるとの前原議員からもそういった提言があったわけですよ。だから、これはまたちょっと後でお話をするんですけど、市が窓口となってそういった成年後見人の方と連携をしていただいて、そしてもう一つ、地域のコミュニティーと連携して行って空き家、空き地の保全をしていくのはできないかなと考えております。

9月に質問があったときに、令和6年度中に内部で中核機関等の取組について検討する、市長はしっかり研究していくというふうな答弁をされているわけですよ。何か具体的にあったのかなと思っているんですけど、市長どんなでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その分については指示をしておりますけど、まだ私のほうには、具体的な分は上がってきておりません。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

早急にスピード感を持ってこういったことをやっていっていただかないと環境はどんどん悪化するばかりになってしまいますので、ぜひともよろしくお願いします。

独自の環境条例を制定することはできないかというふうに私は提言したと思うんですけど、以前私が空き地の問題について一般質問をしたときに、空き地に関する条例というのはあんまり細かくは書いていないわけなんですよね。不法投棄についてはすごく細かく書いてある、空き缶だの何だのというのは書いてある。しかし、雑草や樹木の管理とか、そういうのはさほど書いてはありません。それで他市の条例をいろいろ私も検索したら、意外に近いところで小郡市とかにそういった条例があります。空き地等の所有者または管理者は、当該空き地等について管理不良状態にならないように、常に適正に管理しなければならない。雑草等の除去について必要な助言または除去を市長はすることができる。助言、指導をした際に、当該空き地等の雑草等の処理を所有者は市長に委託することができる、費用は委託者の負担とし、その額は市長が別に定める、こういった条例も細かくつくってあるわけですよ。だから、本市においてもこういった条例を明確に制定して、空き家もそうですけど、空き地等の管理をしっかりとってくださいよというふうな、ある意味強制力みたいな感じで制定するといったことは検討できませんか。

○議長（牛嶋利三君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

先ほど空き缶とかという言葉が出ました。三小田議員が今言われた条例についてですけども、実はうちのほうは今空き地という取扱いで適正管理等を依頼しておりますのは、みやま市空家等の適正管理に関する条例と、こちらのほうの条例を根拠に文書を発出したりとか、管理をしたりとか、先ほどの条例のほうはどちらかというところ、不法投棄のほうになりますので、空家等の適正管理に関する条例というのでやっております。

それで、定義づけをよく見ていきますと、こちらのほうには空き地というのが出てきませんで、あくまで建物が建っているその敷地というような表現になっております。それで、市長答弁のほうにもございましたが、この条例の中に大牟田市のほうは空き地という定義を

入れ込んでおります。空き地も含めて、この条例で繁茂とか害虫とか、そういった分については管理していくということで入っておりますので、今ちょっとそちらのほうを調査しているところです。

ただ、調査が難航しております一つの原因が、更地については法律の根拠がございません。法律の根拠がないので、どんなふうに立てていったらいいのか、大牟田市さんとかにもよく話を聞かせていただかないといけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

大牟田市さんに限らず、ほかの自治体の条例とかもよくよく調査されて考えていただきたいと思います。やはりある程度は市のほうでこうしてください、こうしなければならぬというふうな条例はつくっていかんといかんと思いますので、そのところよろしくお願ひします。

空き家の話にちょっとまた戻りますが、例えば、私個人の家、私名義です。新しくはないですけど、木造一部2階建て瓦ぶきの一戸建て住宅です。例えば、これを解体しようとする場合——解体はしませんよ、仮の話です。解体しようとする場合、ちょっと聞いてみたところ、やはり2,000千円ほど費用がかかるということなんです。市の解体補助金を私が申請してもらったら450千円でしょう。それでも1,500千円強の費用が発生するわけなんです。空き家等について相談があると思うんですが、こういった解体費用の件の相談はありますか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

やはり取壊しについては、議員がおっしゃったように、高額なものは重々分かっております。だから、一応450千円の補助金制度がありますので、それを進めている形でしか今のところはございません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

1,500千円も持っていませんよ、こう言われたらどう答えられますか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

一応うちのほうでちょっと調べさせていただいたんですけど、民間の金融機関によっては、解体やリフォームに対する融資等の制度もあるようなので、今後はそういった分についても相談があれば紹介というか、ほかにそういったのがあれば情報収集を行って相談に対応していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

よそを調べると、解体ローンというのがあるんですよ。金利2%ぐらいやったかな、そういったものを金融機関と連携してあっせんするというのも一つの方法かなというふうには思います。恐らく解体費用は今後も上がっていくと思います。だから、所有者負担というのがどんどん大きくなっていくならば、市長、補助事業ももう一回検討していただきたいと思います。

先ほど相続財産清算人、不在者財産管理人、それと成年後見人、この3つを話しました。空き家、空き地になるには、やっぱりいろんな事情や理由、背景があると思うんですよ。さっき言ったみたいに、高齢の認知症の方が介護施設に入所されたとか、所有者が亡くなったけど、相続人が全員相続放棄をしたとか、あるいは遺産分割協議がもつれて相続できないまま登記ができなくてほったらかしになっていって誰も寄りつかなくなってしまうと、こういうのは結構あると思うんですよ。固定資産税とか誰が払っているのか分からないとかあると思うんですよ。そういった事情を鑑みながら、先ほど私が話しました地域コミュニティーですよ。行政区なりの有志によるボランティアも少なからずあっていると思うんですよ。出た枝を切ってあげているとかあっていると思うんですよ。

このボランティアの話をちょっとさせていただきたいんですけど、例えば、住まわられてい

る方が高齢の方、あとは障がいを持ってある方とか、あとは生活保護を受けられている方とか、どうにかしたいんだけど、どうすることもできないという方が結構いらっしゃいます。管理しようとは思っていらっしゃいます。でもできない。これを行政の支援で適正な管理を行うことができないかということをおっしゃりたいと思います。

ここで出てくるのが有償のボランティアという考え方です。シルバー人材センターに頼めばいいじゃないかと、シルバー人材センターも何か最近人員不足らしいですね。一番多いときで3か月待ちとか、そんなふうにおっしゃっていました。身寄りというか、親戚の方とかに頼めばいいじゃないかと、親戚の方も高齢であって遠くにいらっしゃる、何もできない。ということはもう地元でやるしかないんですよ。行政はなかなかできませんので、地元の方にやっていただく。それに対して幾ばくかの報酬料金を考えていただけないだろうかということですよ。県がやっている補助事業、農地・水・環境保全協議会、あれに類した考え方になるんですけど、予算を取っていただいて、個別に行政区長なら行政区長、所有者なら所有者から相談が上がってきた物件、案件を個別に調査して認定をして地元の方にやっていただく。それに対して幾ばくかの報酬、地域通貨なりであれば地元経済にいい影響もあるかと思うんですが、市長、そういう考え方はできないんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

なかなか個人所有の分等がございますし、特に地域での、うちの地域もそういう家屋がございます。ですが、やっぱり個人所有ですので、なかなか了解を取ってやるということ、また、一部そういう部分でうちの地域でも総代さんたちが管理もしていただいている部分もあるんですけども、なかなか組織立ってどこの地域もやっているかどうか、そういうボランティアがあるかどうかということについてはちょっと把握ができておりません。ですので、その分は少しまだこれから研究する必要があるのかなと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

研究ですね。だから、やりますという地域もあるでしょうし、いやいや、そんなことはできませんよという地域もあるでしょうし、それはそれでそういったことはそうでしょうけど、

やっぱり何かやらないことには環境はよくなるっていかないと思うんですね。

市長が前回の一般質問のとき、市長の御近所の家がもう家の中から木が生えて動物のすみかになっているとかおっしゃってましたよね。実際ああいう家がいっぱいあるんですよ。だから、それを地元の方で何とかやってください、それに対してこれだけの補助はします、報酬でなくても、その処分費用とか、経費の一部とか、それは手厚くしていただいたが一番いいんですけど、可能な範囲でやっていただけないだろうかということをお願いしております。検討してください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

市内でそういう状況というのはいっぱいあると思うんですね。ですから、空き家等の調査もまたいたしてまいりますので、そういうのを含めて、これはやっぱり市の人間ではとても市全体を把握することが不可能ですので、区長さん等のお力添えをいただきながら、空き家等とか、そういう三小田議員がおっしゃっているような案件があれば、区長さん等の御意見を賜り、また、地域でそういう活動をやっておられる方も併せて調査をして、何ができるのかというのはちょっとまた今後、区長会等の方々の意見も取り入れながら進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

よろしくをお願いします。

前後しましたが、空き家、空き地に対する認識、行政の認識、空き家調査の時期はまだ未定ということなんですけど、環境パトロールは相変わらずあっていると思うんですけど、空き地、空き家、環境パトロールからの報告とか、それに対する認識、今どんな感じでしょうか。パトロールの方から空き家の状況について何か報告はあったりしていますか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋都市計画課長。

○都市計画課長（石橋豊裕君）

すみません、一応うちのほうには環境パトロール等は持っていませんので、報告自体はう

ちのほうは受けたことはございません。

○議長（牛嶋利三君）

中村環境政策課長。

○環境政策課長（中村栄志君）

パトロールからの報告というのはこちらのほうも受けておりませんが、うちのほうはみやま市環境衛生組合連合会という外部の団体というか、区長さんや支館長さんや、そういった方たちで組織されている団体がございまして、今年度からそこで空き地の調査をするようにしておりますので、官民一体となった部分として、まずそこから、調査から始めたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

よろしく申し上げます。言いたいのは、空き地についても適切に把握してあるかなということなんです。そこをちょっと適切に把握できるような体制をつくっていただいて、常に情報をアップデートしていただきたい、そういうふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）（登壇）

じゃ、2点目の耕作放棄地の件に移りたいと思います。

耕作放棄地があります。耕作放棄地も空き家、空き地と一緒に思うんですね。AランクからDランクまであるかなと思うんですけど、荒廃した耕作放棄地は結構あると思うんですけど、そこら辺どんなふうに把握されているか、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

三小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三小田真紀君）

先ほどの質問にお答えさせていただきます。

荒廃した農地の確認等につきましては、農業委員さんによる農地パトロールを行っており

ます。農地パトロールにつきましては、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止や解消、違反転用の発生防止・早期発見を目的として、例年8月から9月を強化月間としまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんを地区ごと、旧小学校区ごとぐらいに班分けをしまして、今までの地図落としをした台帳と、あと、地図を使用して現地調査を行っていただき、調査後は農地の利用意向調査を実施しまして、農地の活用の適正化を行っているところでございます。

日々の農地の状況の確認等も農業委員さん等にはしていただいております、その都度何かありましたら報告を受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

分かりました。

耕作を放棄する理由、いろんな事情や理由があると思うんですけど、主立った理由として何が考えられますか。

○議長（牛嶋利三君）

三小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三小田真紀君）

耕作放棄の理由としましては、先ほどの空き地や空き家の問題と同じく、やはり所有者の方がもう分からなくなっている件とか、あと高齢化と、あと後継者不足による農業従事者の減少も原因だとは思われます。あと圃場整備等の未実施の農地や狭い農地、集落内の家の隣にある農地等につきましては耕作しにくくなっておりますので、借手もなかなか見つからない現状でございます。

やはり皆さん広く作りやすい農地は借りていただけるんですけども、家の近くの分はなかなか見つけられず、遊休農地化が進んでいる状況です。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

市長答弁の中に、現在耕作されていない遊休農地は、農業委員会が現地の写真を添えて所有者や耕作者に農地の適正な管理を行うよう文書指導を行っていますとあります。どれぐらいのサイクルでこういった文書指導、例えば、年に1回とか何回とか、どんな感じですかね。

○議長（牛嶋利三君）

三小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三小田真紀君）

お答えします。

通知というか指導におきましては、市民の方からここが荒れているという通報等もありますので、お聞きした都度都度行っておりますので、年に何回しているとか、この月にしていますというのはなく、発生が起こったのを確認次第、農業委員会のほうで現地の写真を撮りまして、持ち主の方に指導の通知を送らせていただいて、そのときに、耕作が難しいようでしたら借手の方を見つけるとか、そういった御相談にも乗りますという文書を最近また入れるようにしております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

私が言う荒廃した耕作放棄地、もう草じゃないですもんね、あれは木です。もう森みたいになっている。難しい質問でしょうけど、ああいうところはどんなにしたらいいと思いますか。それは所有者にどうにかしてもらうのが一番本当なんだろうけど、それこそ高齢化だったり何だったりするので、さっきの空き家、空き地の問題のほうにだんだんリンクしちゃってきているんですけど、市長はどう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

なかなか難しい質問でございまして、やっぱり所有者がおられて勝手に切るわけにはいかないと思うんですね。私も市内を車で回っておりますも、耕作放棄地のうち、樹木が立って繁茂しているところもあれば、セイタカアワダチソウが立っている、これは農地に戻すのは本当に大変だろうなという思いがございまして。ですが、勝手に他人が切るわけにはいかな

いと思いますので、非常にそこは苦慮しております。また、農業委員会とかJAさん等も相談しながら、何とか農地に戻せるような方向性を考えていかないといけないのかなと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

草もいろいろあって、このくらいのおきに、このくらいのおき、このくらいのおきというのは全然違うでしょう。市長は草刈り機の達人ですもんね。私は達人までいきませんが、このくらいのおきはしゃんしゃんやれるんですけど、もうこのくらいになったらやりにくい、ほったらかしとったら木になっていく、そういうところばかりなんです。だから、さっきの話、地元のコミュニティーとかと連携していくような仕組みというか、それを市が主導していく、農業委員会が主導していく、そういったことも視野に入れながら、耕作放棄地の問題は一つずつ解決していかんといかん。今も耕作放棄地になっちゃったというふうな農地がやっぱり毎年出てきているんでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

三小田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三小田真紀君）

残念ですが、増えていっているのが現状でございます。市長答弁にもありましたが、耕作放棄地というか、遊休農地の解消も進んではいるんですけども、それ以上にやはり増えていっている状況でございます。所有者の方が遠くにいらっしゃるとか、そういったことも問題にはなっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ありがとうございます。貸し農園とか、いろいろよその自治体では工夫はされていますけど、本市にもありますけど、民間企業による活用もありますね。柳川市の企業さんが山川でコーヒー農園をされているとか、こういう事例もありますので、いろいろ農業の企業理念とか持っている企業さんとかもあります。そこら辺の働きかけというのもありかなというふう

には思いますので、検討されてみてください。

残り少なくなってきました。そろそろ終わりに近づいてまいりましたが、今回、環境の改善ということで質問をしました。

環境の改善ということに対して市の対応は、空き家の家屋については都市計画課、空き家の敷地、そして、空き地の草木の問題については環境政策課、道路、河川だったら建設課、農地だったら農業委員会、例えば、史跡とか文化財の草木問題だったら社会教育課というふうに、大別して5つの部署があるわけです。縦割りではなくて各部署が連携して、あるいは専従班でもつくって、空き家とか空き地とか、農地の耕作放棄地もそうなんですけど、縦割りの枠を超えて、これは道路だからとか、これは空き地だからとか、そういう一辺倒の考え方じゃなくて、空き家・空き地、農地の問題解決に取り組んでいかんといかんのではないかというふうに私は考えます。

本来、所有者が対応すべきことを行政が行うということは、これは非常に困難性があることなんです。なかなかできない。しかしながら、一方でこういった環境の問題が今後は確実に増えていくわけです。さっきの中尾議員の質問にもありました。人口はだんだん減っていきますね。そういった中で、人口減に歯止めをかけんといかん、移住・定住を促進せんといかん、これが今の市政でしょう。そういう中で環境問題が解決できないというのは、やっぱりこれは本末転倒なんです。少しずつでも環境の改善はやっていかないといけない。それも官民一体となってです。行政ばかりに頼ったっていかんし、そう私は考えています。官民一体となってというところをよくよく検討していただきたいと思います。

市長、これは環境の話ですから通告外にはならないと思います。瀬高駅のホームに立ったとき、あるいは大竹の踏切を渡るときはどう思われますか。草のこうしとるでしょう。あれを見ると恥ずかしくて仕方ない。あれを見ると情けなくなる。JRに何とかしてくれと言ってください。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おっしゃるとおりで、線路内の草が非常に繁茂しております。でも、なかなかこれも難しい問題があって、過去にJRさんが除草剤をまいておられたことがあって、その除草剤の関係で、農家から稲、田んぼのほうとかに被害が出たということがございました。そういうこ

とがあつて、J Rさんのほうが今はそういう除草剤をまくということに関してはちゅうちょしておられるのではないかというふうに私は感じております。当然、草の管理とかも含めておっしゃるとおりだと思います。

敷地に関してはJ Rさんの持ち物になりますので、そちらのほうにはやはり申入れはしていかないといけないと思っておりますが、何せそういう過去の問題がありますので、非常に対応がどうなるのか、申入れはしていくつもりでございますけれども、なかなかどうなのかはちょっと今現在で確定して申し上げることはできないと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

私が市長やったら言いに行きますよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

陳情の折には申し上げるつもりでおりますよ。毎年、J Rさんとか、ダイヤ改正等も申入れしているわけでございますので。ただ、非常に厳しい回答しか返ってこないのが今までの現状でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

引き続きよろしく申し上げます。

終わりに、この地は先人が環境を大事にしたことによって栄えてきています。環境が人をつくるとも言われています。すさんだ環境では人の心もすさんでしまうということだと思います。市長の英断でこの環境の改善を大胆に進めてほしいと思います。よろしく申し上げます。

最後に市長お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

三小田議員がおっしゃるのは私も重々心得ておるわけでございます。環境の改善のためには、先ほど言われました縦割りの云々はありますけど、それぞれの持分できちっとやっていただく。横断的にやるのもできるかもしれませんが、非常になかなか組織的に難しい部分が、簡単にはできないと思いますので、持分をしっかり守っていただきながら、連携を取ってやっていくということで進めていきたいと思っております。

また、市全体としても老朽家屋とか空き地が出ております。それも含めて総合的に検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番三小田智裕君。

○2番（三小田智裕君）

ありがとうございます。期待を込めて、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

次は奥菌議員ですが、12時15分までで終わるということじゃないんですね、一応休憩を取って、また午後からも質問は継続しますから、時間はあんまり気にせずに質問を行ってください。

それでは続きまして、6番奥菌由美子君、一般質問を行ってください。

○6番（奥菌由美子君）（登壇）

皆様改めましてこんにちは。議席番号6番、公明党、奥菌由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、地震などの大規模災害への備えはどの主題で質問させていただきます。

つい先日、11月25日の午後6時過ぎに熊本県阿蘇地方を震源とする震度5強の地震が発生しました。みやま市は震度3でしたが、携帯電話から緊急地震速報のアラート音が鳴り出して、物すごい音にびっくりいたしました。今日来られている皆様もびっくりされたことと思います。ちょうど今回の一般質問の通告を提出したのが25日でございますので、そのタイミングでの地震ということで本当に驚きました。

また、11月11日に、令和6年能登半島地震で被災された石川県穴水町に総務常任委員会で視察研修に行つてまいりました。町役場の外壁はいまだに工事の足場が組まれ、庁舎内のあ

ちらこちらが工事中で、地震による被害の大きさを実感しました。

平成24年3月の福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書によりますと、福岡県内の活断層の水縄断層がずれた場合、みやま市では震度6強の地震が起こるとの予測もあります。そこで、いつ起こるか分からない地震などの大規模災害への備えについて3点お尋ねいたします。

具体的事項1、自主防災組織と防災士の現状と今後についてお尋ねいたします。

穴水町の視察で、私は令和6年能登半島地震を経験されて、災害対策で何が一番重要だと考えられますかと事前質問をしていました。その答えが印象的でしたので、そのまま御紹介いたします。

令和6年能登半島地震を経験して、住民の自分の身は自分で守るという自助と、地域で協力して助け合うという共助の意識が災害対策において最も重要であると感じております。能登半島地震のような大規模災害では、町やその他の関係機関だけで対応することは非常に困難であり、住民の協力なしでは災害対応はできないと痛感いたしました。本町では、能登半島地震の際、町の職員は道路の寸断等により役場に登庁することが困難な状況となり、初動対応に遅れが生じましたが、それぞれの地域住民、自主防災組織や防災士などが主となって避難所の開設、運営等をしていただいたおかげで乗り越えられたのだと思っておりますとの答えでした。

そこで、みやま市の自主防災組織と防災士の現状と今後についてお尋ねいたします。

具体的事項2、市の受援体制の現状と今後についてお尋ねいたします。

穴水町では、今回の地震で、特に受援体制の準備不足があり、その課題を踏まえて、応急対策職員派遣制度による対口支援や自衛隊・各省庁のリエゾン、いわゆる災害対策現地情報連絡員からの様々な支援を即座に受け入れ、指示ができる体制の整備や支援職員等との情報共有と連絡調整による支援内容の状況把握や進捗状況等の管理体制の整備が図られたそうです。みやま市の受援体制の現状と今後についてお尋ねします。

具体的事項3、道の駅みやまの防災道の駅選定についてお尋ねいたします。

2025年5月14日、国土交通省から道の駅みやまが防災道の駅に選定されましたが、選定されたことによりこれまでと何が変わるのか、お尋ねいたします。また、今後どのように整備されるのか、お尋ねいたします。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、奥菌議員の地震などの大規模災害への備えはとの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、自主防災組織と防災士の現状と今後についてでございますが、現状としましては、12月1日現在において、全150行政区のうち、105組織があり組織率は70%です。

また、本市の登録防災士は68名の登録ございまして、44行政区に配置されており、配置率は29%になっております。

本市からの支援としましては、自主防災組織の設立支援の補助、本市の登録防災士を育成するための研修費補助、また、昨年度結成されました防災士連絡協議会の活動支援の補助を行っております。

今後につきましては、令和5年度に策定いたしました第2次みやま市総合計画後期基本計画に基づき、令和10年度までに自主防災組織を組織率85%となる128組織、また、市登録防災士を配置率50%となる75行政区への配置の達成に向けて取組を進めてまいります。

議員御指摘のとおり、大規模な災害発生の際には、市などの行政機関が対応する公助に加えまして、まず、自分の身は自分で守る自助、地域や近隣の人々が互いに協力して防災活動を行う共助が特に重要になります。

本市といたしましては、地域防災力の向上のため、防災出前講座の開催及び自主防災組織の設立を推進し、地域防災リーダーとなる市登録防災士の育成に引き続き取り組んでまいります。

次に2点目の、市の受援体制の現状と今後についてでございますが、本市では、みやま市地域防災計画を具体化する計画といたしまして、平成31年度に策定いたしましたみやま市受援計画に基づき、受援体制を確立しております。災害時の受援体制の整備は、大規模災害や市単独では十分な応急対応ができない災害において、極めて重要であると考えております。

一方で、計画の実行性などの課題があり、本市では、受援計画の見直しや訓練を行う必要があると考え、今年10月に防災図上訓練を実施いたしました。

今後は、災害時に連携が必要な関係機関や団体との応援協定の締結をさらに進めるとともに、受援計画の見直しによる体制の確立や定期的な訓練の実施による職員の対応力向上、関係機関及び関係団体との連携強化に努めてまいります。

次に、3点目の道の駅みやまの防災道の駅の選定についてでございますが、今年5月に県内では、道の駅うきはに続きまして、道の駅みやまが国土交通省から防災道の駅の選定を受けたところでございます。

防災道の駅は、都道府県が地域防災計画などで、広域的な防災拠点として位置づけた道の駅から国土交通省が選定するものです。災害時に支援活動のスペースとなる駐車場の広さが2,500平方メートル以上あることなども要件となっております。

防災道の駅に選定されたことで、周辺自治体を含めた大規模災害の際は、防災拠点の機能を有することから、さらなる防災機能強化のため、県によりコンテナトイレが今年度中に設置される予定です。

また、道の駅みやまが防災拠点機能を適切に発揮し、生活拠点機能の早期再開を行うためには、災害発生時に道の駅みやまが優先して実施すべき業務を明確化する業務継続計画も必要であり、現在、市、県及び道の駅みやまの3者で計画策定に着手しているところであります。

計画策定後は、計画実行性を高めるための訓練も必要になってくると考えております。

以上、お答えいたしました。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥藪由美子君。

○6番（奥藪由美子君）

では、具体的事項ごとに再度質問させていただきます。

まず、具体的事項1の自主防災組織と防災士の現状ということで、先ほど答弁の中にもございましたけど、12月1日現在において、全150行政区のうち105の組織があり、組織率は70%、本市の登録防災士が現時点で68名の登録、44行政区に配置ということで、配置率は29%、ちょっとこれは少し配置率がまだまだ低いかとは思いますが、私も実際、市の登録防災士として活動はいたしております。議員の中にはもうかなりの登録防災士さんがいらっしゃいますので、非常に自主防災組織や防災士の皆様は様々な活動をしていただいているというのはよく存じ上げてはおります。

実際、つい先日の11月30日に行われましたみやま市自主防災組織等のリーダー育成研修会、こちらに私参加させていただきまして、（資料を示す）これは当日の資料でございますが、幾つか研修の項目はありますけど、目的が今回の質問にちょうど合う、地域の自助力を高め

る、地域の共助力を高めるということで、また、参加された方も、地域のリーダー、いわゆるいろいろな地域の役職を持っていらっしゃる方たちにも各地域から参加していただいております研修でございます、まさに今回の質問の趣旨に沿った研修会だったなというのは実感はいたしております。

実際、地域・防災課の職員の皆様も一生懸命取り組んでいただいております、本当にありがたい限りではございますが、さらに進めていただきたいなというところで、今後ということで、先ほどの御答弁では、令和10年度までに自主防災組織を組織率85%となる128組織、また、市の登録防災士、配置率50%となる75行政区への配置の達成に向けて取組を進めてまいりますということで、実際に年度と、あとパーセンテージ等も含めた具体的な数値も上げていただいておりますので、令和10年度ということですので、もう令和7年度も残り少ないですので、あと2年ちょっとでこの数値を達成していただくということは、かなり現状頑張っていると思いますが、本当に必ず達成していただきたいということで、具体的に何か取組されていることがあれば教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

改めましてこんにちは。先ほどの奥菌議員の御質問にお答えいたします。

防災対策室で具体的に行っていることですが、年間60回を超える行政区や自主防災組織、いきいきサロンをはじめとしました地域の団体や小学校、中学校への防災出前講座を通じて、地域内の自助と共助の重要性と自主防災組織、防災士の必要性和役割を伝えております。

また、地元の依頼とか啓発の取組ですが、地域における自主防災組織と防災士の必要性について、年度初めの全体区長会や毎月行われます校区区長会長会などでもその話に触れまして説明を行っております。未組織の行政区へ防災出前講座を行うなど支援を行っております。

自主防災組織のない未組織の行政区に対しては、既に市の登録の地元防災士から区長や区の役員さんへの働きかけにより新規結成へつながっておりますので、今後もこのように取り組んでまいりたいと思います。

また、防災対策室では訓練等も行っております。年2校区ずつ作成している校区や地区の

防災マップ、防災訓練の取組から、共助の意識を高め、自主防災組織の設立や地域防災リーダーとなる市登録防災士の育成に取り組んでいます。今年度は岩田地区と二川地区で防災マップづくりと防災訓練に取り組んでいます。両地区とも研修を重ねて作り上げた防災マップを全世帯に配布する予定です。

また、岩田地区は12月21日、二川地区では1月25日に防災訓練を行います。今年度は既に江浦行政区と真弓行政区、地区では本郷地区、水上地区、今週日曜日には飯江地区が訓練が行われます。毎年訓練を行っているところがあります。この訓練には防災士や消防団の協力があつてこそ行える訓練になっております。

以上、今、取組を説明させていただきました。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥藺由美子君。

○6番（奥藺由美子君）

詳しく答弁いただきましてありがとうございます。結構詳しく言っていたんですけど、それでもまだ一部だとは——もう全部言い出したら切りがないぐらいいっぱい活動していただいているのは存じ上げております。

ちなみに、先ほどみやま市の登録防災士は現在68名、今年度新たに防災士になれる方もいらっしゃるとは聞いてはおりますが、みやま市の人口は10月末時点で3万3,738人ですが、ちなみに先ほどお話ししました穴水町は人口が6,686人、現時点での高齢化率は50.6%ということですが、防災士は400人いらっしゃるそうで、人口からしたら物すごい数の防災士さんがいらっしゃるということで、また、穴水町の自主防災組織に関しては全体の数に比べたらちょっとまだ少ないとはいうことですが、今後増やしていきたいということでおっしゃってございました。

先ほども能登半島地震に触れましたけど、ちょうど1月1日、正月休みのときに被災された時期でございますので、穴水町の職員さんの数が100人ちょっとの数ということですが、避難所が54か所あるそうなんです。ですから、100人ちょっとですので、先ほどの最初の私、質問したときにも言いましたけど、道路が寸断された状態、また、正月休みだったということで、ほとんどの職員さんが登庁するのが困難な状況になったときに、100人ちょっとの職員で54か所の避難所というのは、全員そろっても1か所当たり2人ぐらいしか配置できないんですね。そういう状況で、やはり避難所の開設、また、運営等に関しては、先ほども最

初に触れましたが、自主防災組織、防災士の方たちにも大変助けられたということで、特に開設とかの初動に関してはもう非常に助けられたということで、市から何か一々こうしてくださいああしてくださいと指示はされていないそうなんです。もう地域の方とか防災士の方が自分でできることは何か、もちろん自分の身の安全を確保した上でですが、自主的に協力して避難所をすぐ開設して下さったということで、その後の運営も自分たちができることを自分たちで見つけて、一々職員から指示を受けなくても運営されていたということでお聞きいたしました。

先ほど目標は掲げていただいておりますが、市として、自主防災組織と防災士について、今後の課題としては何が課題と考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

課題としまして、防災士の皆さんには、地域防災力のリーダーであるとともに、平常時や災害時を問わず様々な場面で活躍していただくことを期待しておりますが、一方で、防災士が担う具体的な役割や範囲、活動に対する補償等、明確になっていない状況があることから、市防災連絡協議会役員の皆様と環境整備に向けた意見交換を行ってまいりたいと思います。

今後も、防災士に関しては定例の研修会をそのまま継続しながら、防災対策室からの防災関連情報の提供や防災士連絡協議会が主体となって行う地域住民を対象とした様々な防災訓練やイベントを行うことで、防災士の皆様の知識や経験が深まり、レベルが上がっていくものと考えております。

先ほど奥菌議員も参加していただいたこの前の日曜日の自主防災リーダーの研修もですが、来年2月には、まいピア高田を貸し切った防災フェスタを開催していただきます。フェスタでは、中学生や小学生にも声かけを行い、市の備蓄品や避難所資機材を活用していただく予定です。防災士と市民が一緒になったこの取組は、住民の安心した避難行動につながるものと考えておりますので、こういった取組を継続して行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥菌由美子君。

○6番（奥藺由美子君）

まさにおっしゃるとおり、具体的な役割、補償が現時点では明確になっていないということで、やはり活動する上では、そこはもう絶対に整備していただきたいと思います。

あと、同じく先ほどまいピア高田での2月22日に防災フェスタが開催されますが、私も実は防災士の役員として関わっておりまして、来た方が非常に楽しんで帰っていただけるような、しかも、役に立つようなフェスタにしていきたいなと今ちょっと私も頑張っているところでございます。触れていただいてありがとうございます。

これに関連いたしましてもう一点、実は11月16日に私の地元の江浦支館主催で熊本県南阿蘇村にある熊本地震震災ミュージアムKIOKUに行っていました。2016年4月の熊本地震の記憶や経験、また、得られた教訓を後世に伝える施設でございます。本当に素晴らしい内容で、研修に行ってよかったなと本当にためになる内容でございました。（資料を示す）これはそのときにもらってきた資料ではございますが、いろんな当時の震災のときの写真とかの掲示もあるんですが、中でも特に印象的だったのが、1階部分が地震で潰されてしまった家屋、家の屋根にピンポイントで穴を空けて住民の方を救い出したという写真でございます。熱心な案内ボランティアの方が説明していただいたんですが、潰されたそのお宅の住民の方が、ふだんどこで食事をしていて、どの部屋で寝ているのかということも近所の方がそういうのも御存じであったので、そこにピンポイントで穴を空けて素早く救助することができたということで、ふだんの近所付き合いがいざというときにいかに大事かというのがこの写真が証明しているということで非常に力説してありまして、今確かに個人情報云々も、あと、いろんな問題がありまして、ちょっと近所付き合いが希薄になっているという時代でもありますが、やはりいざというときの共助の力というのが本当に大事だなと実感させられたエピソードでございます。

また、熊本地震のときも能登半島地震のときもそうですが、避難所以外に避難された方の把握が非常に困難であったというお話をお聞きいたしました。避難所に来られた方はいいんですが、車中泊とか在宅避難とかされた方への物資、また、情報をなかなか届けることができなくて、区長さんとかをはじめとした、民生委員さんとか、地域の方にも随分助けられたというお話も伺いました。

みやま市で大規模災害が起こった場合、そういう避難所以外に避難された方たちの把握についてはどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

御質問にお答えします。

避難所以外に避難されている方、いわゆる在宅避難者等への対応について、熊本地震や能登半島地震など、過去の災害では、健康状況により避難所へ行くことが難しく在宅避難をせざるを得なかったとか、在宅避難者や車中泊避難者が避難所に物資を取りに来てても物資をもらえなかった、支援物資の到着や分配の情報などの必要な情報が提供されず、支援が行き渡らなかったなどの問題がありました。

長期避難となった場合、食料、飲料水などの支援物資やサービスの提供がプッシュで行われてきます。避難所の避難者と同等に、避難所外での在宅避難者や車中泊の方が支援を受けられるようにするのが重要だと思います。災害後の生活環境の変化によって心身の状態が悪化し命を落とす災害関連での死者を出さないためには、避難所に必要な資材を準備し、自主防災組織、防災士をはじめ、地域の方々と連携して避難所の環境を整えることが大切だと思っています。誰一人取り残さない防災等、きめ細かな支援につなげていけるように、自主防災組織設立の推進と市登録防災士の育成に引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番奥藪由美子君。

○6 番（奥藪由美子君）

今、御答弁の中でも誰一人取り残さない防災ということで、そこが一番大事なかなと思います。

続きまして、それにも関連いたしますので、具体的事項2の市の受援体制の現状と今後について質問させていただきます。

穴水町は平成19年（2007年）にも地震が発生しておりまして、この地震を受けて地震に対する対応は進めていらっしゃったそうですが、受援体制については、先ほど最初の質問でも申し上げましたが準備不足で、令和6年の地震後、様々な整備をしたということでございます。

先ほどちょっとプッシュ支援ということで出ましたが、国や自衛隊などの支援は今ももうプッシュ型支援ということで、地震発生から比較的すぐに支援が入るようですけど、穴水町

ではそういう受入れ体制が整っていなかったために、当初は結構混乱があったというお話を伺いました。

先ほどの答弁でもありましたが、みやま市は平成31年（2019年）4月に災害時受援計画を策定済みということではございますが、来年、現状に合わせて計画を改定していくということで受援計画の見直しも考えていらっしゃるということでございますが、先ほど10月に図上訓練のお話もございましたが、確かに現状に合わせた実効性のあるものにぜひ改定していただきたいということを切にお願いしたいと思っております。

先ほどちょっと自助、共助の話でも出てきましたし、防災士、自主防災組織の役割とかいう話も出てきたところで、やはり受援体制、各地から来る物資や人員をどこにどう配置してどう分配していくのか、そういう指示を出していくのが市の職員で、先ほども申しましたように、避難所の開設とか運営とかの現場で動いていただくのは地域のことをよく知っている自主防災組織なり防災士の方ということで、きちんと自助、共助、公助の考えについて市民の方に——ややもすると市が全部してくれると住民の方は結構思ってしまうので、こういう大規模災害のときは、自助、共助、公助の役割分担がきちんとした上で進めていくことが大事ということはやはり市民の方にしっかりと周知していただきたいなと思っておりますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

お答えいたします。

また繰り返しですけど、出前講座等でこの周知については継続して強く行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥藪由美子君。

○6番（奥藪由美子君）

出前講座で周知していくということですので、よろしくお願いたします。

続きまして、具体的事項3の道の駅みやまの防災道の駅選定についてお尋ねいたします。

正直、防災道の駅に選定されたということを知らない、特に市民の方とかが多いんじゃないな

いかなと思い、あえてここで質問させていただきました。

先ほども道の駅みやまの駐車場、トイレレーラーの設置工事が行われているということでありましたが、私もどこにできるのかなと現地を見に行きまして、東側の駐車場のちょっと奥のほうに今工事中ということで、来年、令和8年3月16日が完了予定ということで看板も立っておりました。ぜひこの道の駅みやまが防災道の駅に選定されたということを含めて、市民の方への周知が足りないんじゃないかと、周知していただきたいということと併せて、先ほどもちょっとありましたが、業務継続計画（BCP）を策定していくということで、今、市、県、また、道の駅みやまで3者協議が行われているということですが、ぜひ防災道の駅を活用した防災訓練、ここは訓練も必要になってくると考えておりますということで答弁はいただいておりますが、やはり防災道の駅となった道の駅みやまでぜひ防災訓練を行っていただきたい。また、コンテナトイレが完成した暁には、市民の方も含めてお披露目とか、あくまでも県が進めている事業ということで聞いてはいるんですが、コンテナトイレのお披露目と、あとコンテナトイレも継続的に使わないと駄目になってしまうということは聞いておりますので、市民の方、どこまでどう利用をするのかというのは今後の話合いだと思うんですが、そういうことも含めて、ぜひコンテナトイレ、お披露目と活用促進を進めていただきたいと思います。その辺りの考えをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

お答えします。

先ほど道の駅みやまが防災道の駅になったことというのがなかなかまだ市民にも知られていないということなので、そういうところはコンテナトイレを設置されるのと同時に、同じタイミングでまた県とか道の駅みやまと協議して前向きに広報をしていきたいと思っておりますし、訓練というのも、それが図上訓練とかなるかもしれませんが、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥菌由美子君。

○6番（奥菌由美子君）

ぜひお願いいたします。

じゃ、ちょっと最後のまとめに入らせていただきますが、現時点で市の防災対策の課題は何だと考えていらっしゃるのか、また、それについて、今後の方向性はどうかと考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地区・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

お答えいたします。

防災対策室で災害対応の観点から3つ課題があると思っております、1つ目の課題は、地域住民の適切な避難行動を促す取組の強化です。

避難行動は命を守るために最も重要で、適切な時期、容量、場所に避難してもらわなければなりません。そのため、市は気象や災害の情報収集、情報整理を行うとともに、市が発信する避難情報についての受け手側の理解を深めさせるためにも、市から届くLINEの防災メニューやテレビのdボタンの避難情報などで情報が得られることを知ってもらう必要があります。

また、自主防災組織、防災士、消防団、社会福祉協議会などと連携して、防災啓発や避難訓練を引き続き推進してまいります。

2つ目の課題は、安心して避難できる環境の整備です。

安心して避難できるように、指定避難所の開設や運営についての検討を行っていきます。指定避難所に配置されている職員は2名です。まさに自助、共助でそういった避難所も運営できればと思っております。

3つ目の課題ですが、災害対応の強化と関係機関の連携です。

大規模災害時の対応が遅れることは復旧・復興に大きな影響を及ぼすと言われております。応援協定が災害時に円滑に機能するためには、平時から訓練等を通じて、発災時の連絡先や要請手続、対応手順等を確認するとともに、顔の見える関係を構築する必要があります。そのためにも、ふだんから応援協定を締結している関係企業、団体と意見交換を行い、訓練などを通じて連携強化に努めたいと思います。

最後になりますが、地域全体で災害に備えるためには、平常時から自主防災組織、防災士、消防団、民生委員、社会福祉協議会などが連携することが最も重要だと考えております。

以上、災害対応においての課題を説明させていただきました。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥菌由美子君。

○6番（奥菌由美子君）

今、3点にわたって今後の課題ということでお話をいただきました。しっかりと今後、それに向けて取り組んでいただけるものと期待しております。

最後に、被災者ゼロのまちみやま市ということで、もう誰も被災しないまちづくりをしていただきたいということで、繰り返しになりますが、「被災者ゼロのまちみやま市」というスローガンを掲げて、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

奥菌議員、大変お疲れさんでございました。

これで午前中の会議を終わりたいと思います。

ここで暫時休憩をいたしまして、午後の会議は13時30分から森議員の一般質問から続けてまいります。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて、午後からの一般質問を続けてまいります。

続きまして、本日最後、大トリを務めていただく5番森弘子君、一般質問を行ってください。

○5番（森 弘子君）（登壇）

皆様こんにちは。今議会の一般質問の大トリを務めさせていただきます、議席番号5番、森弘子です。先ほど議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回の私の質問は、ワンヘルスのみやま市住民への周知不足についてお尋ねします。

ワンヘルスセンターの起工式が行われ、その様子が新聞、テレビなどのメディアに載せられましたが、その記事には住民への認識不足と載っています。私もみやま市民の方で初めてお話しする方には、「ワンヘルスを知っていますか」とお話がけをしていますが、知っていると答えてくださる方はほとんどいません。今年の初めに行われた知事選挙でも県民の周知が問題になりました。その周知の方法についてお尋ねします。

事項1として、ワンヘルスについての住民への周知が市の認識と少しかけ離れているようです。もう一度原点に戻って周知していただけないでしょうか。

ワンヘルスセンターが瀬高町高柳の元大学用地に県が設置されることになり、起工式が行われました。これから次々と事業が進んでいくと思われます。しかし、このワンヘルスについて、私の周りには分からなくなってしまったという人がほとんどです。人、動物の健康、環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくというワンヘルスの理念から、広報みやまの今月号にワンヘルス宣言事業者登録が行われたある飲食店が載っていたのですが、なぜそのお店がワンヘルス宣言登録になるのか分からないというのです。私が何度も何度も説明しますが、分かってもらえません。どうかネットの向こうで聞いています。詳しく分かるように説明していただけないでしょうか。

先日、瀬高小学校でワンヘルスの研究事業がとてもすばらしく行われたのに、水を差すようで大変申し訳ないのですが、説明会が足りないという声を聞きます。小・中学校に通っている子供さんが家にいらっしゃる方たちは、そのお子さんからワンヘルスの話が聞けて、そこから理解できると思いますが、私の知り合いは独り暮らしの人たちばかりで、子供さんからの話は聞けず、ワンヘルスの話が今途中で分からなくなってしまったというのです。

先日、筑後市の芸文館で行われましたワンヘルスフェスティバルにお昼から行きました。講演会があったので少し聞いていましたが、外国人のグループの方が講演をされていて、聞いている人は県の関係者ばかりで大変難しいお話でした。

私は勘違いをしていたのですが、ワンヘルスはテレビでもコマーシャルがあっているように、県の事業だと思っていました。このように思っている人がたくさんいます。この機会にワンヘルスの県の事業と市の事業の違いを教えていただけないでしょうか。ワンヘルスについて間違って思っている人がいる、理念が分からないと言っている人が大勢いる、市民がこのような状態です。ぜひ勘違いをただせるような説明会を実施していただけないでしょうか。

今この時期に説明会を通して、県や市から発信してもらったワンヘルスの情報を自分自身で受け止め、考えたことをまた市に返す。このようにキャッチボールを繰り返していけば納得できる自分のものになると思います。時間はかかると思いますが、こつこつやっていくしか道はないと思います。いかがでしょうか。

事項2です。今後、ワンヘルスを核としたまちづくりが進められていくと思いますが、ワンヘルスは裾野が広く、市長はワンヘルスのどの部分をどのようにまちづくりに生かされま

すか。

この質問をしたのは、みやま市を住みやすいまちにしたいとまちづくりに情熱を持って活動している青年がいます。その青年が言います。ワンヘルスの考えは分かるし、いいことだと思うけれども、これを何年か先に向けて、ワンヘルスの広い課題の中から、どこをどのように生かしてまちづくりを進めていかれるのか市長に聞きたいと言っていますので、私が代わりにお聞きします。

事項3です。大学跡地にワンヘルスセンターができて、そこに動物保健衛生所と保健環境研究所がやってきます。その安全性について問います。

私はワンヘルスについて反対ではありません。しかし、市民の中には動物病院ができると勘違いして喜んでいる方もいます。みやま市には動物病院がないので便利になると。本当に何か漫画のようなお話です。動物保健衛生所と保健環境研究所は県が管轄するものですが、でもみやま市にできる建物です。その建物に持ち込まれる動物について、レベル4以上の菌を持っている動物は持ち込まないということでしたが、それは実際、動物を持ち込んで、その菌を検査して分かるのであって、もし持ち込んだ動物がレベル4以上の菌を持っていたらどうすると大変心配していらっしゃる方もいらっしゃいます。その辺りの動物の持ち込みの仕方から検査の方法、その処理の仕方をネットで聞いている方にも分かるように詳しく説明してください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、森議員さんのワンヘルスのみやま市住民への周知不足についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のワンヘルスについて、もう一度初心に返って周知すべきとのことですが、本市では、昨年3月に策定いたしましたみやま市ワンヘルス推進行動計画に基づきまして、ワンヘルスの取組を進めてまいりました。

本計画では、「ワンヘルスのまち みやま」を実現するため、健康と命を守る、動物との共生、食育・地産地消、環境保護、みやま市の魅力向上、ワンヘルス実践の基盤づくり、ワンヘルスセンターの活用の7つの基本方針と取り組む施策を示しており、その中のワンヘルス実践の基盤づくりの基本方針に沿って、住民への普及啓発に取り組んでおります。

具体的な活動としましては、小・中学校におけるワンヘルス教育やワンヘルスフェスティバル、市民公開講座「ワンヘルス楽校」の開催、また、毎月の広報紙への掲載やパンフレットの作成、特設ホームページやインスタグラムによる発信などがございます。

また、ワンヘルス宣言事業者登録につきましては、ワンヘルスの取組の輪を広げていくために福岡県が実施している制度で、各事業者がワンヘルスの理念に賛同すること、ワンヘルスに関する活動に取り組むこと、情報発信に努めることの3点を宣言することで認定を受けることができるものとなっております。市内の各事業所等の取組を広報紙で周知することで、ワンヘルスの普及啓発を図っているところでございます。

本市としまして、県との連携をより一層深めながら、認知度のさらなる向上と、ワンヘルスの理念の普及啓発を図るため、引き続き推進行動計画に基づいた様々な施策を展開していくとともに、出前講座や市民公開講座などの機会を捉え、市民の皆様の御意見を賜りながら、分かりやすく丁寧な普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の幅広いワンヘルスのどの部分をどのようにまちづくりに生かしていくのかについてでございますが、ワンヘルス推進の取組の中で、特に力を入れておりますのが、教育でございます。

先月行われました瀬高小学校の研究発表会につきましては、議員の皆様にも御覧いただいておりますが、「つながろう、ひろげよう、ワンヘルス」をテーマに、それぞれの学年・学級において、体験活動や多様な他者とのつながりを大切にした特徴ある授業が行われ、御覧いただいた来賓の皆様や、市内外の教職員からも高く評価をいただいたところでございます。

児童・生徒には、学校で学んだワンヘルスに関する知識をふだんの生活で実践に生かしてもらうとともに、ワンヘルス授業の話題で家族とつながり、それを聞いた家族が地域の方や知り合いに広げることで、ワンヘルスのさらなる普及につなげてまいります。

福岡県によるワンヘルスセンターの建築工事も始まっておりますが、本市といたしましても、これを契機に新たな地域活性化の取組や、資源循環のまちづくり、産業の振興、安全・安心のまちづくり、子育て支援など、ワンヘルスの視点を取り入れた既存事業の推進や拡充を図りながら、魅力ある「ワンヘルスのまち みやま」を目指してまいります。

次に、3点目のワンヘルスセンターに動物保健衛生所と保健環境研究所ができますが、安全面について問うとのことでございますが、動物の検体や菌の取扱いにつきましては、家畜伝染病予防法など関係法令に基づいて適正に処理されると伺っております。

お聞きになられているように、住民の方が不安に感じていらっしゃることにつきましては、今後も広報紙等を活用して情報発信に努めるとともに、しっかり県にもお伝えし、丁寧に説明いただくよう、市としてお願いをしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番森弘子君。

○5 番（森 弘子君）

それでは、市長より答弁をいただきましたので、それに沿って再質問をさせていただきます。

最初に、日頃よりワンヘルス事業に対し、ワンヘルス推進室の皆様におかれましては、新しい事業の道なき道を頑張って進められており、本当に大変だと思います。心から感謝を申し上げ、ありがとうございましたと申し上げます。

しかし、このように頑張って進められているのに、市民の中にはワンヘルスを知らないと言っておられる方がまだ多くいられます。これからは知らないと言われる方が一人でも少なくなることを願っています。

では質問です。

まず、県が行っているワンヘルス宣言登録者は、みやま市では何人ぐらいおられますか、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

ただいまの質問に私のほうからお答えさせていただきます。

12月3日現在で、みやま市におけるワンヘルス宣言事業者数は118事業所となります。県全体では、現在1,279事業所が登録を行っておりまして、一番多いのが福岡市で385事業所、2番目に多いのが北九州市で122事業所となっております、みやま市は県内で3番目に多い自治体ということになります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5 番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

ありがとうございました。事項1で分かりやすく丁寧な普及啓発に努めていくとありますが、どのような事業を啓発に努めていくのか、具体的に説明してください。

また、このワンヘルス事業は、県の事業に基づいて市が行っているもので、本来事業を推進する県から補助金をどれだけ受けられているのか、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私のほうからは普及啓発についてお答えをいたしたいと思います。

普及啓発につきましては、毎月の広報紙、令和5年9月から毎号、毎月行っております。またホームページの特設サイト、またインスタグラムの開設、そして（資料を示す）議員これは御存じですか、市のほうで準備しておりますこういうパンフレットの作成、そして、そのほかにもワンヘルス推進室から出前講座で各地域で要望があれば伺って御説明を申し上げるとい活動も行っておりますし、そのほか、ワンヘルス楽校ということで、私たちの健康とか周りの動物も含めて、自然環境の保全とかも含めて、そういう啓発活動も行っております。こういうところには無料で市民の皆様が全員参加していただくということも必要でございますし、11月22日、23日のまるごとみやま市民まつりの折も鳥などの動物と触れ合う、そういう企画もして、約700名以上の方がそちらのコーナーにはおいでいただいたということで啓発活動も行っておりますし、清水山のワンヘルスコースが県の御支援でできました。その中でも、ワンヘルスの考え方の普及のために清水山ワンヘルスコースをウォーキングで楽しみながら勉強するという機会等も持っておるわけでございます。

そして、議員がおっしゃるように、ワンヘルス宣言事業者、市のほうで先ほども答弁があったと思いますが、118の事業所から御賛同いただいております。これもワンヘルス推進の宣言をするという意味で、やはりお店のほうでは健康な食材をきちっと提供しているとか、そういうことも含めて、みやま市の地産地消も併せて宣言して広報活動を行って、事業所を1か所でも増やそうということで進めておるわけでございます。

一応、私のほうからは普及啓発についてお答えをさせていただきました。

担当のほうとっていたんですけど、私のほうからお答えさせていただきます。

ワンヘルス事業は県の事業に基づき市が行うものでもございますけれども、県から補助金

を受けられるのかということですが、まず少し時間をちょうだいしてよろしいでしょうか。県と市がワンヘルス事業を推進する経緯について、ちょっと御説明をしておきたいと思います。

福岡県では、令和2年に全国で初めてワンヘルスの推進を掲げた福岡県ワンヘルス推進基本条例を制定されました。県民、事業者、関係団体をはじめ市町村、近隣自治体、国などと連携、協力をし、ワンヘルスの推進に関する施策を着実に進め、人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を目指すとされております。

一方、みやま市では、令和3年にワンヘルス推進宣言を表明しておりまして、その内容は、人と動物の健康及び環境の健全性を守り、次世代に継承していくために、県の行動計画に連携、協力するとともに、ワンヘルス実践施策を積極的に推進すること。市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行うと明記しており、市は県の行動計画に連携、協力する形で、市のワンヘルス推進行動計画に基づいて各種事業に取り組んでおるところでございます。

県と市は、それぞれの立場でワンヘルスの推進を行っているところでございます。その面で、県からの補助につきましても、ワンヘルス啓発の整備に関する補助制度が創設されておりまして、本市でも啓発施設の整備の際に活用しております。

また、令和5年には、ワンヘルスフォーラムの開催やワンヘルス教育事業に対する県の補助金の交付を受けておるわけでございます。県補助に限らず、事業実施の際には財源確保に努めてまいりたいと思います。その事業の一環として、先ほどのワンヘルスの清水山コースを造った部分も補助を受けているということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

この質問をなぜしたかといいますと、私たちの地域でも道路を造ってほしいとか、何か市に要望しても、区長さんが持っていかれても、市は予算がありませんで断られましたという報告を受けています。このワンヘルスについてはたくさんのリーフレットとか、たくさんお金が使われているので、県からの補助金を受けられてされているのかなと思ってお聞きしたことでした。

では、次に行きます。

事項2で、みやま市のこれからのワンヘルス事業として、産業の振興を発展していくとありましたが、どのような産業を振興していくのか、具体的に説明してください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

現段階で特定の産業を想定しているわけではございませんが、関連企業でありますとか、宿泊施設の誘致、農漁業の振興、交流人口の増加による観光振興などに取り組む必要があるとも考えております。

また、先ほどの御質問で、中尾議員のお話もありましたように、ワンヘルスの福岡の大会があったときにも、いろんな企業が来ておりました。完成した暁には、そういう企業とぜひ連携ができればありがたいなと思っておりますし、周辺も実は全て農振がかかっている土地なんですね。農振除外も非常に時間がかかるわけですが、その辺のところも見据えながら、将来的にそういう企業と連携していければいいかなというふうに思っております。

そういう意味でも、ワンヘルスセンターを核としたまちづくりを計画的に推進していくためにも、ロードマップを作成し、取組を進めてまいります。今現在、ロードマップは作成中でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

ありがとうございました。

先日、まちづくりのセミナーに個人的に参加しました。そして、その同じグループの方がワンヘルスに大変期待しています。毎年500人ぐらい人口が減少しているみやま市にとって、これをどうにか食い止めたい。そして、同居している孫といつまでも同居したいので、ワンヘルスに関連する企業がこれから育っていくと思うので、そこに就職してもらいたいと言われました。

私たち議員は、7億円の公共用地を無償で県に移譲することを議決しました。中には、なぜ7億円もする土地を無償で県にやったのかと言われる人もいます。しかし、私たち議員は、

この土地からこれからみやま市の発展につながるようにと祈りを込めた気持ちで議決したものです。ですから、費用対効果は求めたいのですが、市長はまだ費用対効果については不明であると言われていました。

昨日、ホテルに関することが前原議員のほうで一般質問されましたが、ワンヘルスの会議は全て今、福岡市で行われています。有名な講師が出席される大会は、セキュリティの面からも考えて、福岡市で仕方ないのかもしれませんが、みやま市でも関連する大会が行われるように県に対して強く市長のほうから依頼していただきたいと思います。そのためにも、ホテルも必要かと思います。ホテル用地には西原前市長時代の用地がそのまま残っていますので、活用するのもありかと思います。また、ワンヘルスに特化したみやま市ならではの企業誘致もあると思います。

午前中、市長もおっしゃいましたが、中尾議員からの企業誘致の話もありました。このように、ほかの市の方からも大変、いいね、みやま市はと期待されています。ぜひ市長に手腕を振るっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

御意見ありがとうございます。ホテル誘致につきましては、やはりワンヘルスセンターとか、また新たな企業が出てくるわけですので、そういう出張需要とかも含めまして、ぜひとも進めていきたいということで、今年の3月にも条例改正をしまして、前原議員さんからも、新たなファミレス込みのホテル誘致をしたらどうかという御意見もいただいておりますので、しっかり進めてまいりたいと思います。

そのためにも、立地可能性調査を実施いたしまして、その結果を踏まえたことで、誘致活動を、ここならぜひ来ていただけますよという条件も整えた上でないと、なかなか企業さんもすぐは動いてくれませんので、そういう条件整備もしっかり進めてまいりたいと思います。

また、ワンヘルスに特化した企業誘致でございます、先ほども申し上げましたように、ワンヘルスセンターと関連のあるような出入りのある企業とか、そういうのも含めて、しっかりその誘致も先頭に立って積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番森弘子君。

○5 番（森 弘子君）

ぜひ積極的にお願いします。そうしましたら、もうみやま市も潤いのあるまちづくりができると思いますので、どうぞ市長、よろしく願いいたします。

事項3です。以前の県のワンヘルス説明会で、ワンヘルスセンターの危機管理について説明されたと思いますが、その説明会に出席者が少なく、聞いていない人が多いのが現状です。県に丁寧に説明していただくようお願いするということですが、これから起こり得る危機について、このような建物を設置する県としては、危機管理マニュアルなどを設置していると思います。この施設を所有していくみやま市としては、危機管理について県と共有すべきことだと思います。市としてはワンヘルスセンターの危機管理について、しっかり管理すべき責任があると思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

施設の危機管理につきましては、福岡県と関係法令に基づいて、しっかり情報共有を図りながらやっていくと考えております。これは関係法令がしっかり国のほうでありますので、その関係法令に基づいて、適切に行われると思っております。

また、そういう意味でも情報共有を図りながら、市民の不安を払拭できるよう、県と連携を進めてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

5 番森弘子君。

○5 番（森 弘子君）

では、県とはまだ危機管理について共有する話合いみたいなのはあっていないんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

まだその部分については行われておりませんというか、まだ建設途上でございますので、実際に稼働し始めたというか、移転されてから、その前後ですね、その点の時期になると思いますので、その辺は時間がもう少し必要かなと思っております。御意見は御意見を伺って、

対処できるところはしていきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

私がこれを聞いたのは、ワンヘルスセンターが、前はやりましたコロナウイルスのような菌の流出問題とか、そういうのがあるのではないかという危機を持ってある方が何人かいらっしゃいます。それで私は聞いたところでした。ワンヘルスセンターができてしまえばもう稼働していきますので、その前に私としてはどうか、皆さんそうだと思いますけど、危機管理について、みやま市と県と十分に協議をしてもらってワンヘルスが立ち上がることを希望しています。市長お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

危機管理の面で今御質問なされたと受け止めますけれども、保健環境研究所、全国の都道府県に1か所ずつ、政令指定都市にも1か所ずつ設置義務があるということではありますが、今までこの数十年にわたって設置されてから一度もそういう事故は起こっていないということですので、そこは私は大丈夫だと、安心している部分もあるわけですので。

それと、令和2年、2020年に発生しました新型コロナウイルス感染症が、私たちの社会に与えた影響、またこれに対する様々な対策を行いまして、本市もそうでしたけれども、全国でそこから得た経験は決して私は忘れることはできない、忘れてはいけないものであると考えております。

その新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、市民の日常生活から企業活動に至るまで社会全体で多くの支障や混乱が起きたわけですので。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類の感染症に移行しました。そして終息しているものと言われておりますが、議員が言われるとおり、次のパンデミックに備えることは、私ども行政だけではなく、市民や企業においても必要な認識であると考えております。

このワンヘルスの考え方は、こうした次なるパンデミックに備えることにもつながるのではないかと考えております。学校教育でありますとか、いろんな場所で教育を行うことで、私たちの健康をいかに守っていくのか。それは学校教育の中で、また私たち自身もそれぞれ

学んでいかないといけないということでございます。ですから、そういうことも含めて、引き続き地域住民、市内事業者の方々、関係団体の皆様とワンヘルスの理念を分かち合いながら、福岡県とも連携しながらしっかり進めてまいります。また、教育もしっかりやっていくべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

市長のほうからは、危機管理についてはきちんと県と協議をして、もう絶対外には出ないというお話を私は今日伺えるかなと思ってこの質問をさせていただきました。そのことを市民の皆さんも求めていると思います。出ないということが分かっているといいんですけども、そういうことも100%あることではありませんので、このワンヘルスセンターができる前に、このマニュアルに基づいて、県としっかり協議をしていただいて、安全な建物であるというお墨つきをつけて、そして、完成に向けてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

もうそれは当然のことだと思っております。県としっかり協議をしながら、安全面、当然、関係法令に基づいてやっておられると思いますので、そこは確認をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

では、確認がしっかりできたところで、この広報紙に載せていただくか、説明会で報告していただくか、そして、市民が不安であるところの心配を解消していただくようお願いいたします。

私は先日、フロントラインという小栗旬たちが出ている映画を見ました。豪華客船の中で

何千人もの方たちが新型コロナウイルスに感染してしまい、その人たちをどこの病院に、どこの救急車で運ぶかと。DMAT、消防団員、そして船の中で働いている人たちが、自分の命を落として病気と闘った映画でした。みやま市がこうなることはあり得ないと思いますが、新型コロナウイルスに国じゅうがパンデミックになったという経験を私たちは経験しています。何が原因か分からない、このような病気でパニックにならないように、細やかな注意が市として必要かと思います。

市民の心配を取り払うこと、毎日の生活を安全に守ること、これが市の責務だと思います。怖がってはいけませんが、この問題にきちんと対処していただきたいと思います。市長いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今おっしゃった部分については、これは市だけの問題ではなくて、国を挙げて今まで取り組んできたことだと思います。ですから、これは国、県並びに行政、全国的なものとして、しっかりこの間のパンデミックの教訓を基に取り組む、これは国全体としてやっていくべきものと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

ありがとうございました。ワンヘルスによってみやま市が新しく生まれ変わることを期待して、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで皆さんにお諮りをいたします。議事の都合によりまして、12月8日から11日までの4日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、12月8日から11日までの4日間を休会とすることと決定をいたしました。

なお、12月9日、10日、11日の3日間は各常任委員会の開催日となっておりますので、御承知おきをよろしく願いしておきたいと思えます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月12日となっておりますので、御承知おきを願ひいたします。

午後2時10分 散会